

厚岸町議会 第2回定例会

平成30年6月6日
午前10時00分開会

- 議長（佐藤議員） ただいまから、平成30年厚岸町議会第2回定例会を開会いたします。

- 議長（佐藤議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（佐藤議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、7番、音喜多議員、8番、南谷議員を指名いたします。

- 議長（佐藤議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
5番、竹田委員長。

- 竹田委員長 議会運営委員会の報告をいたします。
6月4日午前10時から第3回議会運営委員会を開催し、平成30年厚岸町議会第2回定例会の議事運営について協議しましたので、その内容について報告いたします。
議会側からの報告として、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告、総務産業常任委員会所管事務調査報告書があります。
議会からの提出案件は、会期の決定、意見書案第2号、2常任委員会及び議会運営委員会からの各委員会閉会中の継続調査申出書、議員の派遣についてであります。いずれも本会議で審議することに決定しました。
次に、町長提出の議案等についてであります。
報告第2号から報告第7号までは、専決処分事項の報告など6件で、いずれも本会議で審議することに決定しました。
議案第46号から議案第53号までは一般議案8件、議案第54号から議案第56号は一部改正条例3件で、いずれも本会議において審議することに決定しました。
一般質問は7人であります。
本定例会の会期は、6月6日から8日までの3日間と決定しました。休会日はありません。
以上、議会運営委員会報告といたします。

- 議長（佐藤議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

- 議長（佐藤議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日から8日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から8日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

- 議長（佐藤議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成30年3月7日開会の第1回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

また、今般、釧路東部消防組合議会及び釧路公立大学事務組合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、ご了承いただき、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

- 議長（佐藤議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告が出されております。ご参考に供していただきたいと思えます。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

- 議長（佐藤議員） 日程第6、報告第2号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました報告第2号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

今般、国は、平成30年度地方税制改正として、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令を平成30年3月31日に公布し、原則として同年4月1日から施行しました。この法律の施行に伴い、平成30年度の町税課税事務の執行上、町税条例を直ちに改正し、4月1日から施行することが必要となり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定

に基づき、平成30年3月31日付をもって町税条例の一部を改正する条例を専決処分により施行いたしましたので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案書2ページ、総総専第2号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

町税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容につきましては、別紙お手元に配付の報告第2号説明資料、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

1ページになります。

第13条は、延滞金等を計算する際の年当たりの割合の基礎となる日数についての規定で、引用条の改正に伴う引用項番号及び字句の改正であります。

第17条及び第25条は、字句の改正で、規定内容の改正はございません。

第29条の3は、次ページにわたり町民税の申告についての規定で、地方税法の改正に合わせた字句の改正及び地方税法施行規則の改正に伴う引用項番号の改正であります。

第33条の6の3及び第33条の6の5は、次ページにわたり地方税法の改正に合わせた字句の改正であります。

第33条の7は、法人の町民税の申告についての規定で、第2項から第7項までを2項ずつ繰り下げ、第1項の次に新たに2項を追加するものであり、追加となる第2項及び第3項の規定内容につきましては、内国法人の外国関連会社等に係る所得の課税の特例として、国税における諸制度の取り扱いを踏まえ、法人税割額から控除するとした内容であります。

改正後の第4項は、次ページにわたり地方税法の改正に合わせた字句の改正、改正後の第5項から第9項までは、項の繰り下げのほか引用条項番号の改正であります。

5ページ、第35条は、次ページまでわたりますが、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金についての規定で、第2項を2項繰り下げ第4項とし、第1項の次に新たに2項を追加し、改正後の第4項の次に新たに2項を追加するもので、新たに追加された第2項から第3項並びに6ページの第5項から第6項の規定内容につきましては、それぞれの法人の区分に応じ、法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用がある場合における法人町民税の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後、さらに修正申告書の提出があった場合には、修正申告書の提出により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付されていた分は、その納付がされていた期間を控除して計算するとした内容でございます。

第1項及び第4項の改正は、字句の改正であります。

次に、附則の改正であります。

附則第3条の2は、次ページにわたり延滞金の割合等の特例についての規定で、引用条の改正に伴う引用条項番号並びに字句の改正であります。

附則第4条は、納期限の延長に係る延滞金の特例についての規定で、引用条の改正に伴う引用項番号及び字句の改正であります。

8ページ、附則第10条の2は、固定資産税に係る規定で、地方税法の改正に伴い地域決定型特例措置、いわゆるわがまち特例における対象施設の追加と特例割合を規定する

ものであります。

この条の改正にあつては、改正前の項が削除となり、加えて現行の項間に新たな項が追加となつており、全体的に改正となつておりますので、改正後の項番号の順に沿つて改正内容をご説明いたします。また、各項に規定している特定割合の制定及び改正につきましては、改正された地方税法を参酌し規定するものであります。

第1項は、特例割合の改正で、改正前の第3項は削除となっております。改正後の第3項は、改正前の第3項の削除により改正前の第4項が繰り上がったもので、あわせて地方税法の改正に伴う引用項番号の改正を行つております。

第4項は、津波防災地域づくりに関する法律に基づく指定避難施設のうち避難の用に供する部分について特例割合を新たに追加する内容であります。

第5項は、地方税法の改正に伴う引用項番号の改正であります。

第6項は、津波防災地域づくりに関する法律に基づく管理協定施設のうち協定避難家屋について、第7項は、津波防災地域づくりに関する法律に基づく管理協定施設のうち指定避難用償却資産について、それぞれ特例割合を新たに追加する内容であります。

第8項は、地方税法の改正に伴う引用項番号の改正であります。

第9項及び第10項は、項の追加による項番号の改正であります。

第11項は再生可能エネルギー設備のうち特定水力発電設備について、第12項は特定地熱発電設備について、第13項は特定バイオマス発電設備について、第14項は特定太陽光発電設備について、第15項は特定風力発電設備について、それぞれ特定割合を新たに追加する内容であります。

第16項から次ページ第18項までは、それぞれ地方税法の改正に伴う引用項番号の改正であります。

第19項は、項の追加による項番号の改正であります。

第20項は、地方税法の改正に伴う引用項番号の改正であります。

なお、この条に規定する各施設について、現時点においては当町に該当する施設はございません。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定で、第3項から第11項まで、それぞれ地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則の改正に伴う引用項番号の改正であります。規定内容の変更はございません。

11ページ。新たに追加された第12項の規定内容につきましては、バリアフリー改修が行われた一定の劇場や音楽堂等に対して固定資産税の減額措置が新設されたことに伴い、その適用を受けようとする者がすべき申告について新たに規定するものであります。減額措置の内容は、平成32年3月31日までに建築物移動等円滑化誘導基準に適合されるよう改修工事を行った施設が対象で、税額の3分の1に相当する金額を2年度分減額するというものでございますが、町内に該当する施設はございません。

附則第11条は、次ページにわたり土地に対して課する固定資産税の特例に関する規定で、土地の固定資産税評価額の減額について、その減額措置期間を3年間延長するとした改正及び字句の改正であります。

附則第11条の2は、土地の価格の特例についての規定で、平成30年度は評価がえの年

に当たり、固定資産税の評価がえは評価がえの年度を基準とし、第2年度、第3年度は新たな評価を行わず、基準年度の価格を据え置くとされておりますが、平成31年度分または平成32年度分において地価に下落傾向が認められる場合には、価格に修正を加えることができる特例措置が講じられることから、その年限を延長し、改めるものであります。

附則第12条から附則第15条までは、固定資産税の特例についての規定で、附則第12条では宅地及び商業地等について、附則第13条では農地について、14ページ、附則第15条では特別土地保有税について、それぞれの固定資産税評価額の減額措置期間をそれぞれ3年間延長するとした改正のほか、字句の改正をあわせて行うものであります。

議案書8ページへ戻りまして、附則でございます。

第1条は、施行期日で、この条例は平成30年4月1日から施行する。

第2条は町民税、第3条は固定資産税のそれぞれの経過措置についての規定であります。

以上、簡単な説明ではございますが、報告第2号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

●議長（佐藤議員） 日程第7、報告第3号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました報告第3号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書9ページをお開きください。

このたびの専決処分事項の報告につきましては、さきの報告第2号と同様に、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、平成30年度の町

税課税事務の執行上、厚岸町都市計画税条例を直ちに改正し、同年4月1日から施行することが必要となり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年3月31日付をもって、厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分により施行しましたので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案書10ページでございます。総総専第3号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容につきましては、別紙お手元に配付の報告第3号説明資料、新旧対照表で説明いたします。新旧対照表の1ページをご覧ください。

附則の改正であります。

改正前の附則では第12項までとなっておりますが、附則第3項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に新たに1項を追加し、第3項とするもので、その内容は地方税法の改正による地域決定型特例措置、いわゆるわがまち特例を追加するもので、さきの報告第2号において説明した固定資産税の内容と同様で、バリアフリー改修が行われた一定の劇場や音楽堂等に対する都市計画税の減額措置が設けられたことに伴い、その適用を受けようとする者がすべき申告について規定するものであります。

また、改正後の第4項から第12項は、第3項を新たに追加することによる項番号の繰り下げと、それぞれの固定資産の区分に対する特例期間が延長されたことに伴う特例期間の延長並びに引用項番号の改正であります。

なお、期間延長以外の規定内容の変更はございません。

議案書12ページへ戻りまして、附則でございます。

第1項は、施行期日で、この条例は平成30年4月1日から施行する。

第2項は、経過措置についてであります。

以上、簡単な説明ではございますが、報告第3号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（なし）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（佐藤議員） 日程第8、報告第4号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（石塚課長） ただいま上程いただきました報告第4号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、国民健康保険税に関する改正部分が4月1日から施行されました。この改正に伴い、平成30年度の国民健康保険税課税事務の執行上、厚岸町国民健康保険税条例を直ちに改正し、国民健康保険税の賦課期日である4月1日から施行する必要性が生じ、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日、専決処分をもって厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案書14ページであります。総総専第4号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

条例改正の内容は、地方税法施行令の改正とマイナンバーによる情報連携が開始されたことに伴うもので、一つ目は国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を引き上げたこと、二つ目は国民健康保険税の軽減措置基準の拡大を図ったこと、三つ目は特例対象被保険者等、いわゆる非自発的離職者である場合に、保険税の軽減を受けるため申告を行う際に提示していただいていた特例対象保険者等であることの実を証明する書類について、マイナンバーによる情報連携で確認ができることとなったことから、情報連携で確認できない場合に書類の提示を求めることに改めたものであります。

それでは、別にお配りしている報告第4号説明資料①、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

説明については、この新旧対照表により行わせていただきますが、あわせて報告第4号説明資料②として改正内容の概要、及び報告第4号説明資料③として関係法令の抜粋及び用語の説明を配付しておりますので、参考としてください。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第2条第2項ただし書きの改正は、基礎課税額の課税限度額を54万円から58万円に改めたものであります。この改正により影響を受けるのは、平成29年度の課税データで試算した場合、限度額超過世帯となる145世帯で、調定額で約560万円の増額が見込まれるところであります。

2ページ目をご覧ください。

第21条については、国民健康保険税の減額についての規定で、各号列記以外の部分については減額後の国民健康保険税の額について規定していますが、第2条の改正と同様に、減額後の基礎課税額の課税限度額を54万円から58万円に改めたものであります。

同条第2号の改正は、国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準の算定について、基礎控除額33万円に被保険者と特定同一世帯所属者1人につき加

算する額を27万円から27万5,000円に改めたもので、5割軽減該当世帯の拡大を図ったものであります。この改正による影響は、平成29年度の課税データで試算した場合、2割軽減世帯からの移行により2世帯増加し、調定額で約63万円の減額となります。

3ページ目をご覧ください。

同条第3号の改正は、国民健康保険税の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準の算定について、基礎控除額33万円に被保険者と特定同一世帯所属者1人につき加算する額を49万円から50万円に改めたもので、2割軽減該当世帯の拡大を図ったものであります。この改正による影響は、平成29年度の課税データで試算した場合、新たに10世帯が対象となりますが、先ほど説明させていただいた5割軽減に2世帯が移行するため、8世帯増加し、調定額で約38万円の減額となり、5割軽減と2割軽減を合わせますと、軽減対象となる世帯は10世帯増加し、調定額で約101万円の減額となります。

第22条の2第2項の改正は、冒頭に説明させていただいた三つ目の改正内容となりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

議案書14ページにお戻りください。

附則であります。

第1項は施行期日で、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

第2項は適用区分で、改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険税について適用し、平成29年度分までの保険税については、なお従前の例によるとするものであります。

以上、簡単な説明ではございますが、報告第4号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（なし）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

●議長（佐藤議員） 日程第9、報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書15ページをお開きください。

この内容につきましては、平成29年度厚岸町一般会計補正予算6回目で、繰越明許費として平成30年度へ繰越執行の議決をいただいております。

今般、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度厚岸町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告させていただくものであります。

16ページをご覧ください。

平成29年度厚岸町繰越明許費繰越計算書、一般会計であります。

記載のとおり、共同利用漁船整備事業について、さきに議決をいただいたとおり、9,990万円について平成30年度への繰り越しであります。

財源内訳につきましては、未収入特定財源として地方債9,990万円で、繰越承認を得て平成30年度での繰越事業の執行に応じて収入予定の財源であります。

以上、報告第5号の説明内容とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（なし）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（佐藤議員） 日程第10、報告第6号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました報告第6号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について、その内容を説明申し上げます。

なお、この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

経営状況説明書は、別冊で用意させていただいておりますので、ご覧願います。

それでは、経営状況説明書の1ページ目をお開き願います。平成29年度事業報告書で

ございます。

2ページには目次、3ページには事業報告の総括説明がございます。内容について、その要点を説明申し上げます。

3段落目でございますが、厚岸町社会福祉協議会は、地域福祉の中核的な組織として、これまで積み上げてきた地域の相互活動によるネットワークや福祉サービスの提供を生かし、住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むとともに、改正社会福祉法の仕組みのもとでこれまでの法人の体制や運営方法を見直し、新しい役員等の組織体制でより社会的に信頼される福祉経営に努めたことが記載されております。

次に、重点推進項目の一つ目ですが、改正社会福祉法に基づいた経営組織のガバナンス強化の取り組みでは、社会福祉法人としての公益性・非営利性を確保する観点から、内部統制の強化や情報公開による経営内容の透明化の改善を図り、具体的には役員に対する牽制機能を発揮させるため、親族等特殊関係者の選任制限や、評議員解任・選任委員会の設置を盛り込んだ、新たな選任方法に基づく役員と評議員の改選を行ったことが記載されております。

次に、二つ目の地域住民を主体とする地域福祉活動の推進ですが、国を挙げての「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた地域支え合い活動を推進するために、地域と一緒に、地域、行政、関係団体で構成する厚岸町地域支えあいネットワーク会議を活用しながら福祉課題の解決策を模索し、また、地域の豊かな人間関係、お互いに支え合い助け合う関係をつくり出す継続的な地域活動として、個人と社会をつなぐ拠点としてサロン活動を推進し、助け合いチームによる活動費助成や「ふまねっと」をはじめとするレクリエーション指導による人的支援を積極的に行ったことが記載されております。

次に、4ページ目の三つ目、ニーズに迅速・的確に対応できる総合相談窓口の充実では、高齢者の認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方の相談、支援を行う「あんしんサポートセンターあつけし」の権利擁護の相談窓口や、資金の貸し付け等必要な相談支援による経済的自立と生活安定を支援する資金貸し付けの相談窓口、当事者やその家族の抱える介護相談に応じる相談窓口などをきっかけとして、多様化、複雑化する福祉ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、相談窓口相互や支援を行う関係機関が情報を共有し、連携できる仕組みづくりの研究・検討に努めたことが記載されております。

四つ目の在宅・施設での生活を支える介護保険サービスの提供では、介護保険サービスの分野では従来から実施している指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所、指定管理者制度を受け4年目を迎えた特別養護老人ホーム心和園と在宅老人デイサービスセンターでは、収支の均衡を図りながら一体的な経営に努めたことが記載され、また、地域福祉実践計画と同時に策定した介護保険事業実施計画では、法人内の各事業所が連携しながら事業経営の中長期計画をまとめ、それぞれの事業所としての今後の課題や目指す方向性を情報共有したことが記載されております。

五つ目の新たな介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みでは、介護保険制度の中の要支援者に対する従前の予防給付の一部が介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みに変わり、従前の要支援者の訪問介護、通所介護の移行を進め、平成30年度の本格移

行につなげ、その一方で専門的なサービスを必要とする人のすみ分けや、多様な担い手によるサービスの提供の可能性を探り、多様なニーズに対するサービスの広がりにより在宅生活の安心確保が図られるよう検討を行ったことが記載されております。

次の5ページから37ページまでにつきましては、平成29年度の事業報告であり、事業名、実施日、主な内容などが記載されております。

はじめに、5ページでございます。

法人在宅事業のうち法人本部事業の内容であります。理事会・評議員会の開催の状況について6ページまで記載されており、続いて7ページから8ページにかけて、監査、部会の開催と各委員会の開催、8ページから9ページにかけて、道社協及び釧路地区社協関係会議への参加の内容であります。

次に、9ページ下段には、会員と会費の状況について記載されており、1世帯500円の一般会員の会費額が153万6,000円となり、前年に比較して4万5,000円の減となっております。

一般会員の会費の取り扱いについては、昨年の経営状況説明の際にもご意見をいただいております。今回改めて社会福祉協議会から状況の説明をいただきました。

一般会費については、社会福祉協議会設立の翌年、昭和54年に1世帯100円から始まり、平成14年から現在の1世帯500円となっております。この会費は、従来から社会福祉協議会が地域自治会を通じ各家庭からの納入をお願いしてきたところではありますが、今後も各自治会のご理解をいただいで、引き続きお願いしていきたいとのことでもあります。そのため、昨年も各自治会へ説明機会の設定について依頼を行い、1自治会で懇談会を開催することができました。引き続きその他の自治会にも懇談会を開催してもらえようをお願いしていきたいとのことでもあります。

次に、10ページから福祉団体等への助成と広報活動の実施内容が記載されております。

10ページの中段から、地域福祉推進事業の内容であります。厚岸町地域支えあいネットワーク会議の開催、緊急情報キット「かけはし」配布事業、たすけあいチーム助成事業の実施内容が記載され、11ページには、地域福祉懇談会、地域福祉研修会、サロン活動への支援、ふらっとニコニコ広場2017の実施。12ページでは、ふれあい会食会の実施、チャリティービアパーティーの実施、厚岸町障害者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」への支援・参加協力の実施内容が記載されており、次にボランティアセンター運営事業として、ボランティアセンター運営委員会の開催、ボランティアバンクの体制整備。13ページには、ファミリーサポート事業、ハートコール事業、災害ボランティア推進連絡会の開催が記載されております。

14ページには、災害ボランティアへの取り組み、ボランティア研修会の開催、福祉教育の推進、ボランティア情報誌の発行、釧路地区ボランティア活動推進会議への出席状況が記載されております。次に、生活福祉資金貸付事業の貸し付け状況。15ページには、低所得者資金貸付事業の貸し付け状況、権利擁護事業として、日常生活自立支援事業の推進内容、法人後見の実施状況が記載されております。

次に16ページ、受託事業であります。いずれも町からの受託事業で、外出支援サービス事業、福祉バス運行管理事業の内容であり、17ページに一般介護予防事業として、元気いきいき教室の実施内容が記載されており、18ページに福祉相談事業として、地区相

談所の相談・支援件数、福祉中央相談所の開設、法律相談の実施状況であり、成年後見制度推進事業として、相談対応業務、普及啓発業務。19ページに、市民後見人養成研修、市民後見人バンク登録、成年後見制度等に関する関係機関・団体等との連携及び調整業務、実施機関運営協議会の開催、受任調整会議の開催内容となっております。

20ページは、訪問介護サービス事業であります。訪問介護事業については、その事業内容と利用状況が記載され、21ページには職員研修の実施内容となっております。

22ページは、従来の介護予防、訪問介護から移行した介護予防・日常生活支援総合事業の実施内容、利用状況。障害福祉サービス事業として、事業内容、利用状況が記載され、23ページには生活管理指導員派遣事業の実施状況が記載されております。

24ページは、介護保険の適用者に対する居宅介護支援事業であります。事業内容、利用状況、職員研修の実施内容が記載され、25ページに居宅介護支援事業所定例会議の実施状況が記載されております。

次に、26ページからは施設通所介護事業であります。この施設通所介護事業の部分が、指定管理者制度により管理運営を行っている特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターの事業内容となっております。

はじめに、施設介護サービス事業のうち、特別養護老人ホーム心和園のベッド数が50床の多床室に係る事業内容、利用状況が記載されております。稼働率については、利用状況の表の右下に合計の稼働率が87.7%となっております。前年の平成28年度の稼働率は91.0%でありましたので、前年を3.3ポイント下回っておりますが、これは死亡により退所された方が平成28年度は9名でしたが、平成29年度は14名と5名多かったことによるものであります。

次に、各種行事、イベントが27ページにわたっており、職員研修の実施、会議の開催、各委員会の開催が29ページにわたって記載され、次に、避難訓練の実施状況が記載されております。

次に、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる心和園の18床のユニット型の施設の事業内容、利用状況が30ページにわたっており、各種行事、イベントの内容、会議の開催、各委員会の開催状況が記載されております。心和園ユニット型の稼働率については、30ページの上段の表の合計稼働率が93.9%となっております。前年度の平成28年度の稼働率は93.4%でありましたので、前年を0.5ポイント上回る状況となっております。

30ページ下段からは、短期入所生活介護事業、いわゆるショートステイの事業内容と利用状況が31ページにわたっております。31ページの中段、利用状況もそうですが、表の右下に合計の稼働率が90.1%となっております。前年度の平成28年度の稼働率は84.0%でありましたので、前年を6.1ポイント上回る稼働状況となっております。

31ページ下段が障害福祉サービス事業の短期入所の事業内容と利用状況、次に生活管理指導短期宿泊事業となっております。

32ページは、通所介護サービス事業であります。こちらは、いわゆるデイサービスセンター事業の実施内容、利用状況、次に各種行事、イベントが33ページにわたり、職員研修の実施状況が記載されております。32ページの利用者の状況であります。利用状況の表の右下、合計の延べ人数は6,313名の利用実績となっております。この事業につい

ては、平成29年度から34ページに記載の介護予防・日常生活支援総合事業へ要介護認定の要支援1、2の利用者の合計720人分が順次移行しておりますので、デイサービスの介護保険サービスの延べ利用者は、これを合計した7,033名となります。前年度の平成28年度の延べ人数は6,873名でありましたので、160名の延べ人数の増となっております。

33ページの下段は、訪問入浴介護事業の内容、32ページにかけて利用状況が記載されております。

次に、先ほど説明した従来の介護予防、通所介護から移行した介護予防・日常生活支援総合事業の実施内容、利用状況が記載されております。

35ページは、生きがい活動支援通所事業の実施内容、配食サービス事業の実施内容となっております。

36ページには、身体障害者デイサービス事業の実施状況が記載されております。

次に、37ページには、社会福祉センター事業であります。貸し館利用状況と施設整備状況が記載されております。

続きまして、39ページからは決算書であります。厚岸町社会福祉協議会の会計処理につきましては、社会福祉法人会計基準に基づいた会計処理が行われており、平成26年度からは社会福祉法人の新会計基準により会計処理が行われております。

40ページには目次が記載されておりますが、この決算書の構成として、法人単位の決算関係、事業区分ごとの決算関係、拠点区分ごとの決算関係となり、各部門において決算書類に対する注記があり、最後に財産目録となっております。

それでは、決算書の内容について説明させていただきます。

41ページから46ページまでは、法人単位の内容であります。

まず、41ページは、法人単位の資金収支計算書でございます。決算額はB欄となります。法人全体の当期資金収支差額合計が表の下から3行目に記載されております。当期資金収支差額合計は159万9,617円となっております。その下の欄、前期繰り越しに相当する前期末支払資金残高を加えることにより、一番下の欄の当期末支払資金残高は8,791万6,074円となった内容でございます。

42ページは事業活動計算書、43ページは平成30年3月31日現在の貸借対照表です。

まず、左側、資産の部の当年度末の一番下の欄の資産の部合計8億1,531万7,398円につきましては、右側上の負債の部、合計1億2,592万7,165円に、下の純資産の部、合計6億8,939万233円を加えた額が、最下段の負債及び純資産の部合計欄8億1,531万7,398円と貸借同額で一致しております。

また、右側の中ほどの純資産の部、下から2行目、次期繰越活動増減差額4億266万6,923円につきましては、42ページの損益計算書に相当する事業活動計算書の一番下の次期繰越活動増減差額4億266万6,923円と一致するものであります。

43ページ、資産の部の下から6行目、福祉基金積立資産であります。71万5,161円となり、29年度中に受けた寄附金11万9,322円が増加しております。福祉基金につきましては、基金から取り崩し、法人本部事業で950万円、施設介護サービス事業で2,000万円、通所介護サービス事業で1,000万円が運転資金として運用されております。これらを合わせた福祉基金の合計額は4,021万5,161円となるものであります。

44ページが資金収支内訳表、45ページは事業活動内訳表、46ページが貸借対照表内訳

表となっております。

次に、47ページから51ページまでは、社会福祉事業区分の内容であります。この中には、法人在宅事業と施設通所介護事業及びその合計が示されております。47ページは資金収支内訳表、48ページ、事業活動内訳表、49ページ、貸借対照表内訳表、50ページ、51ページは計算書類に対する注記となっております。

次に、52ページから63ページは、法人在宅事業に係る拠点区分ごとの内容であります。52ページ、53ページは資金収支計算書、54ページから56ページまでは資金収支明細書、57ページ、58ページは事業活動計算書、59ページから61ページまでは事業活動明細書、62ページは貸借対照表、63ページは計算書類に対する注記となっております。

次に、64ページから75ページまでは、施設通所介護事業に係る拠点区分ごとの内容であります。この施設通所介護事業に係る拠点区分の部分が、指定管理者制度により管理運営を行っている特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターの収支決算に関する内容であります。

64ページ、65ページが資金収支計算書であります。65ページ、一番下の欄の当期末支払資金残高であります。3,366万8,171円となっている内容でございます。

次に、66ページから68ページまでが資金収支明細書、69ページ、70ページが事業活動計算書、71ページから73ページまでが事業活動明細書、74ページが貸借対照表、75ページが計算書類に対する注記となっております。

次に、76ページをお開きください。76ページから79ページまでは、社会福祉センター事業に係る拠点区分ごとの内容であります。76ページが資金収支計算書、77ページが事業活動計算書、78ページが貸借対照表、79ページが計算書類に対する注記となっております。

次に、80ページ、81ページは財産目録となっております。内容につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

82ページは、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の監査報告書でございます。平成30年5月19日に会計及び業務の監査を受けた報告内容となっております。

次に、83ページからは、平成30年度事業計画書でございます。

85ページに事業方針及び重点推進項目として5項目が記載されております。1、地域に信頼される組織体制と経営方針の確立、2として、ニーズをしっかりとめるとめる総合相談窓口の充実、3として、包括支援体制のためのネットワークの構築、4として、住民主体の取り組みを支援するコーディネート機能の強化、5として、在宅・施設での生活を支える介護保険サービスの提供となっております。

86ページから89ページまでに、事業実施計画といたしまして、三つの拠点区分に分け、さらに七つのサービス区分に分けて具体的な内容が記載されております。

86ページに、一つ目の拠点区分の法人在宅事業があり、そのサービス区分として、1、法人本部事業、87ページには、2、受託事業、3、訪問介護サービス事業、88ページ上段に、4、居宅介護支援事業の4事業があり、その中段から、二つ目の拠点区分として施設通所介護事業があり、そのサービス区分として、1、施設介護サービス事業、いわゆる特別養護老人ホーム心和園の事業であります。89ページは、2、通所介護サービス事業、いわゆるデイサービスセンターの事業になります。これらの2事業については、

町からの指定管理の事業であります。

89ページ下段に、三つ目の拠点区分、社会福祉センター事業であります。そのサービス区分として、社会福祉センター運営事業となり、全体では3拠点区分に七つのサービス区分となります。

90ページからは平成30年度の資金収支予算書で、事業実施計画と同様、三つの拠点区分と七つのサービス区分となっております。

91ページは、平成30年度資金収支予算書（全体総括表）でございますが、全ての事業内容の合計が記載されております。資金の収支を集計し、前年度と比較したものでございます。

93ページは社会福祉事業の資金収支予算、94ページは公益事業の資金収支予算、96ページから100ページまでは拠点区分ごとの収支予算となっております。102ページから113ページまでは七つのサービス区分ごとの収支予算内訳となっております。

なお、人件費につきましては、役員の費用弁償を除き、人件費相当額の厚岸町からの補助は、正職員3名、嘱託職員1名の計4名分としております。

その他内容の説明につきましては、省略させていただきます。

最後に、最終ページの114ページをご覧ください。

社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の役員名簿でございます。任期は、平成29年5月31日から選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとなっております。

以上、大変簡単な説明でございますが、報告第5号につきましてご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

6番、室崎議員。

●室崎議員 まず最初に、事業報告総括説明というのがありまして、そこに重点推進項目の概要というのがございます。

ただいま縷々説明をいただいたのですが、まず第1に経営組織のガバナンス強化という項目がありますが、そこで親族等特殊関係の選任制限というふうに、選任方法に基づく役員等選任の改正を行いましたと。選任方法の改正を行ったというのが書いているのですが、親族等特殊関係者の選任制限って、もっと具体的に、分からないと何が親族なのか、さっぱり分からないのですが、お願いしたい。

それから、次のページ、3、ニーズに迅速云々という、その最後の行に、連携仕組みづくりの研究・検討に努めましたということになっているのですね。そうすると、研究・検討をやったけれども、まだ成果は現れてないということなのか。もし、そうであるとすれば、何年度にそういうものが具体的に becoming のか。

それから、同じく5の新たな介護予防・日常生活云々のところでも、最後が在宅生活の安心確保が図られるよう検討も行いましたと。これも具体的な成果というものは何もなかったのか、これをお聞きしたい。

それから、これは前にも取り上げたのですが、会員と会費の状況というのが9ページ

にあります。ここで一般会員の会費額が1世帯500円と明記されておりますが、先ほどの説明では、昭和何年に社協というものが立ち上がったときに1世帯100円に決めたのですよと、こういうふうになっているのですね。条例で決めたわけではないでしょう。厚岸町の条例で決まっているわけではないですよ。何で決めて、何を根拠にして、いわゆる自治会を通して行っているのかが甚だきちんとした説明がないのですよ。

それで、先ほど聞いていると、各自治会との懇談会云々という話がありまして、私は当時、自治会にも申し入れがあったので、私どもの自治会では去年かおととしか、懇談をやりました。そのときに会計担当の役員やその他の役員から、この問題を根拠を明確にしてくれということを行ったのですが、全く返事がなかった。それで、「しゃっきー」といったか、広報誌を見ると、1世帯500円でそれぞれの自治会に取りまとめをお願いしていますと書いているのですよ。ところが、それぞれの自治会には、社協から請求書というのが行っているのです。自治会でこれだけ払ってくださいという請求書なのです。全然「しゃっきー」に書いているのと趣旨が違うのですね。そのことについてどうするのだということ、これは聞いているのですが、今日のこの報告書の中でも、そういう部分は何にも答えていない。これはきちんと答えてください。

それは、30年度の予算を見ても、会費収入として249万円ですか、これだけ見ていますよね。だから、今年もまた請求書を回すのかどうなのか。そのことと表裏一体になりますので、それも答えていただきたい。

以上でございます。よろしく申し上げます。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時12分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） まず一つ目にいただいたご質問で、ガバナンス強化ということで親族等特殊関係者の選任制限等の関係でございますけれども、昨年の説明した際に、定款変更をした内容について提出をさせていただきましたけれども、その中で定款の変更がされております。その中で特殊関係人の部分につきましては、評議員、それから理事、監事というという部分で親族等との関係がある者というのは駄目ですよとかというようなことが出てまいりまして、その中に特殊関係がある者というのも出てまいります。

その内容でいきますと、特殊関係にある者というのは、当該理事及び当該監事と婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、それから当該理事及び当該監事の使用人、それから当該理事及び当該監事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者、それから2番目と3番目に言った者の配偶者、それから

理事等との3親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にする者というような規定がございまして、そういう関係をこの中で言っているという内容でございます。

それから、2点目の、4ページの3にあります相談窓口相互や支援を行う関係機関が情報を共有し、連携できる仕組みづくりの研究・検討ということでございますけれども、これにつきましては、組織内のそれぞれ事業所があります、それぞれの部局があります。それらとの連携というものも、離れている部分もある、それから事業所として分かれている部分なんかもありますので、そういった連携というのは常に意識していく必要があります。

それと、社協と私どもともそうですし、それから社協と社協以外の介護事業所との関係ですとか医療機関ですとか、そういうそれぞれの関係というのは、なかなかこれでいいという状況というのは、いいということにはならないと思います。そういう意味で、検討をずっと常に、そういったよりよい、そういう連携というようなものを模索しているという内容と聞いております。

それから、5番目でございますけれども、5番目には多様なニーズに対するサービスの広がりにより在宅生活の安心確保が図られるよう検討を行いますということで、在宅生活という部分では、デイサービスですとかショートステイですとか、そういったサービスもありますし、それから介護予防という観点では、いろんなサロンですとかというような部分の取り組みなんか必要になってまいります。そういったサービスのものを、そういったものをいろいろ使って、その方が在宅でいけるようにということを常に連携をしているということでございます。

一つとしましては、今年度、予算措置の議決をいただいております生活コーディネーターの配置というようなことで、地域の資源としてそういうサービスを掘り起こしていく、そしてそういうサービスを地域で盛り上げていくということを、やっていきたいというようなことも進めていますけれども、そういった内容の検討も行ったという内容と聞いております。

それから、会費の関係でございます。この会費につきましては、昭和54年に100円からということで、その後ですけれども、61年に200円、そして63年に正式に社会福祉協議会で会員規程をつくりまして、その会員規程でもって社協会費というふうに、63年に規程でもって規定をして、そのときは200円と決めてございます。その後、平成11年に400円、平成14年に500円となっているようでございます。会費の金額につきましては、そのときに事業の内容を検討をした上で、そういう事業に必要な経費というようなものから、そういった金額を算出しているのではないかと聞いております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 非常に長い時間をかけて答弁いただいたのですが、私の聞きたいことについてはほとんど答えがないのですよね。

整理しながらちょっと言っていきますが、まず一番最初の親族等特殊関係者の選任云々というのは、理事とか監事とか、そういう役員同士の間には特別な関係がないようにする

と、簡単に言ってしまうと。3親等内の親族であるとか、夫婦関係にあるとか、内縁関係にあるとか、あるいは使用者であるとか、そういうようなものが入っていないということを明確にしたということですのでいいですね。それを確認します。

それから、次なんですが、ニーズに迅速云々という3ですが、ここで研究・検討に努めましたということがあるのだがということで私が聞いたのは、何を研究し何を検討したか、その内容を教えろと言ったのではないのです。研究・検討に努めた結果、どういう成果が現れたのか、あるいは、まだ何も成果は現れていない、そのところがないから、それをお聞きしている。

5番目の新たな介護予防云々についても同じです。コーディネーターの配置をしましとてと言うから、それでもう十分そういう部門の制度を変えて成果を上げたのかなと思ったら、そうやってやっていきたいというような話で、これも「たい」がつくわけです。だから、安心確保が得られるよう検討を行いましたと言うのだから、行った結果、どうなったのですかと、それを聞いているわけです。

何についてどういうふうに検討しましたとか、そんなことは聞いていない。それは大体ここで分かりますから、そんな細かいことまで私のほうで聞く気はない。ですから、大変ご丁寧な説明をいただいているのだけれども、一番聞きたいところがないのですよね。もう一度お願いします。

それから、会費の話ですが、どういう試算をしてこういうふうになったかなんていうことは聞いていません。今話を聞いていますと、何だか規則だかなんか知らんけれども、俺たちで決めたんだ、だからおまえは払えと言っているだけだと思うのですよ。

条例で町民に負担を決めてあるのならば、それは町民が負担することになりますよね。だけど、社会福祉協議会という団体が、自分たちの中の規約で町民1世帯幾らだよと決めれば、どうして自動的に請求書が出せるのかと聞いているのですよ。請求書というのは、請求ですから、相手方に支払い義務があるのですよ。寄附してくださいと言って請求書を持ってく人はいないのです。ですから、その根拠を聞いているのです。

これに関しては、直接社協の偉いさんたちが私どもの自治会に来てくださいました。そしていろいろ懇談しました。私たちとしても、こういう点でもっと協力できるのではないかというようなことをいろいろやった。そのときに、さっきの話の繰り返しになりますが、役員のほうから、これは請求書という形ですよこしているのはどういうわけなんですかって聞いたら、真つ当な答えはなかった。根拠すらも言えなかった。何とか規則さえ、その席では出てきませんでしたよ。しかも、応答させるのは、その中で来た一番若い人にさせて、偉いさんたちはみんな横向いていましたよ。非常に何もそういう雰囲気になる必要がないのに、集まった自治会の人たちに不信感を与えてしまっているのです。ですから、これはやはりちゃんと説明しなければ駄目ですよ。その点でお願いします。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 一つ目の関係につきましては、整理をしていただいたとおりの内容でございます。

それから、2点目のニーズに迅速にという部分の研究・検討でございますけれども、今回、この研究・検討という部分では、ここに記載をしている部分がありますけれども、特に「あんしんサポートセンターあっけし」というものを立ち上げております。このことによって権利擁護の取り組み、成年後見の取り組みというものを進めておりますけれども、少しずつその内容が、取り組みが形になってきております。この部分では、特にこの部分につきましては、関係機関と本当に連携をした結果、形になってきていると私どもの立場としても考えておりますので、この記載には結果は載っていないですけれども、そういうようなものには成果としてあらわれているとは考えております。

それから、3点目の部分でございますけれども、これにつきましては総合事業が新しく平成29年度にスタートして、介護サービスのほうから移行してきているというような部分での、そういう連携ですとかというものもいろいろ検討をしてきて、何とかスムーズな形で移行が進んできております。そういう部分は成果であるのではないかなと私どもは考えておりますし、それから先ほど申し上げました生活支援コーディネーターという配置につきましては、そういうものを配置をしてそういう取り組みを進めたいということで、お互いに連携して検討をした内容でもって、今回の今年度の事業につながっているというような内容でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、会費の部分でございますけれども、申しわけありません。先ほど請求書という部分では、お答えをしておりました。請求書と言われる部分につきましては、おっしゃられるように町の条例で決めたものでもございませぬので、強制するものではございませぬので、請求書というのは確かにおかしいということで、これについては社会福祉協議会のほうとも、話の中でそういう認識は一致しておりますので、今年度の会費のお願いに当たっては、あくまでもお願いする内容でございますので、そういった請求書ということについては改めて検討して、適切なものにしていきたいと考えていると聞いております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 4ページに書かれている文章なのですが、やはりこういうふうには検討に努めた結果、今はこの程度だけれども、こういう成果も現れているというところまで、やはりきちっと報告すべきでないかと、報告書には書き込むべきでないかと思っておりますよ。何かこれだけ読むと、研究・検討に努めているのです。あるいは、検討も行いました。どうです、これだけ努力しているのですよ、苦労しているのですよと。何か研究・検討することが仕事のようなふうには受け取られてしまう。

非常にさめた言い方をすると、研究・検討してどうしていこうかというのは当たり前の話であって、それで何の成果を出してきているの。今のところ、まだ成果が出ていないけれども、来年度あたりにはこんなことができると思うのなら、そう書けばいいということですよ。

それから、請求書云々に至っては論外ですよ。こういうことをやっていると、今年度から変えると言うならば、変えていただきます。早急に変えていただきたいのだけれども、結局、何か福祉関係の仕事をしている団体は一段高いところにおいて、おまえたちが

何かこっちのほうに寄附なりを払ったりするのは当たり前だと考えているのかというような妙な誤解を受けますよ。

あらゆる場面でそういう誤解を受けないように、やはり常に自分のやっていることをもう一度振り返ってみることは、これは特にこういうような仕事をしている人には求められる対応だと思うのです。そのあたりが端無くも出てしまったのかというような声は町民の中にありますから、これについては十分に気をつけていただきたい。あえて苦言を呈しておきます。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 成果、結果の部分につきましても、そのとおりだと思いますし、それから会費の内容につきましても、今おっしゃられた内容につきましては社会福祉協議会のほうにお伝えをして、検討をいただくようにしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 何点かお尋ねをさせていただきます。

まず最初に、114ページなんです。厚岸町の役員名簿が記載されております。副会長に商工会長さんが記載されておるのですが、たしか商工会は5月21日の総会で代わられたと思うのです。そこでお尋ねをさせていただくのですが、任期が29年5月31日から2年間ということですのでございますから、2年間はこのままでいくのかなと理解をさせていただいたのですが、これは当て職なんでしょうか、どうなんでしょうか。まずはこれが1点目でございます。

これは、本人が駄目だとかいいとかってそういう議論ではないのですよ。この職には商工会長という立場で理事に就任をされて、選任をされたと思うのですが、今回、商工会長が代わられたのですけれども、どうなっているかな。商工会という立場で就任されているのかどうか、その辺をはっきりしていただきたい。

それから、54ページです。法人在宅事業拠点区分資金収支明細書でございます。54ページなのですが、社協の本部の事業、法人本部事業ということですのでございますから、この事業。それから、その右側に行きまして外部の支援事業、福祉バスなどの受託事業、そしてヘルパー事業を含めた訪問介護サービス事業、そしてケアマネジャーの事業、居宅介護サービス事業、そして合計となっておりますのですが、町から補助を2,100万円ほど29年度は受け入れをしておるのですけれども、56ページ、一番下から3番目です。当期資金収支差額の合計でございますが、法人本部では50万5,000円の黒、受託事業では1万8,000円でしょうか、円だからそうですね。そして216万7,000円、居宅介護では280万円、合計で549万5,000円、それぞれ各事業でプラスの状態になっている。多くの事業をやっているわけですが、町から補助を受けながらも、それぞれの事業を頑張っておられるなということで評価をさせていただきました。

その上でお聞きをさせていただくのですけれども、指定管理をされている心和園の施設長が3月末で退職をされておりました。私もびっくりしたのですよ。昨日知ったわけ

でございます。社協の事業にも精通をされ、心和園の運営にも中心的存在としての人材が退職をされたということで、本当に驚いております。今後の運営につきまして、当然影響は私はあると思うのですけれども、若い人たちの育成をはじめ社協としても教育指導関係も含めて、職員の資質の向上というものが早急に求められるのではないのかなと、運営に影響はないのかなと非常に危惧がされます。利用者へのサービスに影響が及ばぬよう町として努めていかなければならないと考えておりますが、町のほうではこの件に関しましてどのように捉えているのか、お尋ねをさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午前11時36分休憩

午前11時42分再開

●議長（佐藤議員） 再開します。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 最初にお話をいただきました役員の関係でございますけれども、時間をとってしまって申しわけございません。

役員、理事の名簿でございますけれども、商工会が当て職ということではございません。理事の選任に当たりましては、評議員会で選任をしているということでございます。その評議員会が、住民組織であったり福祉団体であったりというところから選任をして決定すると聞いております。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） もう一つのご質問、町として施設長の交代についてどのように考えているかということなのですけれども、確かにこれまで長らく精通をされてきた施設長でありますので、その痛手というのは大変大きなものがあるかとは感じております。ただし、福祉協議会のほうからは、内部昇格でということもあわせてお聞きいたしました。いずれにしても、まずは利用者の方々に支障が生じないように、今後も適切な運営をしていっていただきたいということも、あわせて町長とともにお願いをしたところでもあります。

今回の報告でもありますとおり、相当数、内部での勉強会、職員間での勉強会も行っているようでもあります。引き続き、こういった形で職員の能力向上に向けた取り組みもあわせた中で、まずは利用者の方々に支障が生じないように、力を合わせて頑張りたいということのお願いをさせていただいたところでございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

- 南谷議員 まず1点目なのですけれども、そうしますと、はっきりここに記載されている方は、任期はまず全うされるよということで理解してよろしいですね。その分が抜けていたからさ。

次に、人材についてでございますが、副町長のほうからはっきりとした答弁がございました。特に人は一日にして育つものではないと思うのです。当然施設長というのは、今までいたのがいなくなるわけですから、次の日から人が代わっても十分働けるとは私は思えません。やはり町としても万全の支援態勢をしていかなければ、きっと住民に迷惑がかかる、利用者に迷惑がかかるのではないかと思いますので、この点も十分留意をしていただきたいと思います。

次に参ります。66ページでございます。66ページは施設通所介護事業拠点区分、デイサービスと心和園の運営についての事業でございますけれども、ここでお聞きをさせていただきます。

68ページを見ていただきたいのですが、ここに、一番下を見ると明らかなんですが、当期資金収支差額、マイナスの160万円と、通所のほう、デイサービスのほうがマイナス270万円、合計で434万1,000円マイナスでございます。単純にここだけ見ると、恐らくこれは人件費の関係だろうと私は理解をしておるのです、私なりにこの表を見せていただいたら。この数字が、去年は696万8,779円プラスなんです。そうしますと、その差額は1,131万648円、非常に大きい数字であるのです。この差額について、恐らく人件費だと思うのですけれども、なぜこのような要因になっているのか、説明を求めます。

- 議長（佐藤議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 心和園の人事、施設長の関係であります。これはあくまでも前施設長は個人的な理由によつての辞任でございます。そういう中で、後任の人事につきましても、前施設長に劣らない有為な人事を配置したとお聞きをいたしておるところでございます。

これからの管理運営に当たっても、先ほど副町長がお話しいたしましたとおり、施設に入居している方々に快適な施設として運営できるように、喜ばれるようないい施設になるように、一層の努力を、指定管理者としての役割を果たしていただきたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- 議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 先ほどの役員の任期につきましては、答弁が漏れておりました申しわけございません。任期を全うされるということでございますので、よろしくお願ひいたします。

それから、68ページの三角になっている部分ということでございますけれども、これにつきましては、おっしゃられるとおり人件費に関係する部分が多い状況でございます。

その次のページの69ページを見ていただきたいのですが、69ページの下段側のほうに費用とありまして、その費用の上のほうに人件費というのがあります。その人件費の欄

を見ていただきますと、当年度決算は2億7,277万3,310円と。それから、前年度決算(B)でございますけれども、2億5,614万3,410円ということで、差し引き1,662万9,900円。これだけ人件費が増えているという状況になってございます。その人件費が増えているという状況が、収支が減になっているという状況でございます。

この人件費の部分につきましては、昨年、職員の中に臨時の職員、それから嘱託職員等おられる中で、心和園のほうの部分では夜勤等がございますけれども、その夜勤につきましては臨時職員にはさせていないということです。嘱託職員に夜勤なんかをしてもらわなければならないということで、臨時職員の中から嘱託職員に採用をし直したという方がいらっしゃいます。やはり夜勤を上手に回すためには、嘱託職員の方がが必要です。心和園の施設につきましては、長く臨時職員で勤務をいただきますと、3年働きますと、介護職員の介護福祉士の資格を取得する制度がございます、それを一生懸命頑張って資格を取得された方が臨時職員の中にいらっしゃる。そういう方については、そういう嘱託職員に上げたというような状況があって、人件費が増えているというような状況になっております。

ただ、この状況は、それだけ上げてそれだけ人件費が上がったのだったら、今年もということになりますけれども、今年につきましては先ほどお話がありましたように、職員が退職されていたり、それからデイサービスと心和園のほうを兼務してやるというような職員がおりますので、そういった部分で人件費は圧縮されると聞いているところでございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 人件費の関係、上がったのが悪いとかどうのこうのって、要因について聞いているのです。

そうすると、臨時をされていた方が夜勤の関係もあって嘱託に上がることで、給料が、報酬が上がってきたよと。それから、3年間、臨時としていろいろ個人的にも勉強されて、資格を取られて嘱託になってこられた。そういう部分でのレベルアップというのですか、資格を働く方々がそれぞれ自分の努力によってサービス向上のために勉強されて、そういうことで全体的に上がってきたと。それはどうなのですか、それだけで上がりましかね。人数的にはどうなのでしょう。その辺を確認させていただきたい。

その上でお尋ねをさせていただきます。3回目でございますから。当初、たしか基金に2,950万円の積み立てをして運用が始まったと理解をしております。平成29年度、先ほど434万1,869円、当然財源が足りなくなったから取り崩しておるわけでございますが、これを取り崩した結果、期末の残高が3,366万8,171円になっております。当初よりも、取り崩しても増えておるわけでございますが、基金残は助成を受けながら若干の、助成ということは町から人件費の関係で毎年1,000万円ほど受けておるのですけれども、若干推移をしながら指定管理を運営されてきているということでは、私はそれなりに、かつて一般会計から特会のときには、たしか僕の記憶では8,000万円近い多額の繰り入れをしてきたことが、今日、指定管理にしたことで、ある程度の数字におさまってきているのかなと理解をさせていただいております。改めて社協の皆さんに敬意を表するものでご

ございます。今後も町は指定管理者と連携を密にされ、利用者へのサービス向上に、施設の健全運営にしっかりと努めていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 職員の数のございますけれども、済みません、その人数についてはちょっと押さえておりません。

ただ、そういう嘱託職員から上げたというようなことがありますけれども、今年度までの部分でデイサービスセンターの部分で、ちょっと職員の割に、利用者が職員の数に見合っていないというような状況がありまして、そういうような部分で嘱託に上げたのですけれども、実際の利用者が見合っていないというような部分も含めて、今年度は適正な職員の人数にしているということで、人件費は下がっていくとは聞いております。

それと、基金の関係でございます。基金の部分につきましては、今、運用している基金につきましては3,950万円でございます。950万円につきましては、法人運営のほうで運用しております。そして、残りの分で2,000万円を施設介護サービスということで、このサービス区分でいくと左側の部分になりますけれども、当期末支払資金残高2,354万7,428円、この部分に2,000万円が入っているということになります。それと、その右側のほうが通所介護サービス事業で、その一番下、当期末支払資金残高1,012万743円ということで、ここに1,000万円……。 (発言する者あり)

先ほどおっしゃっていた68ページです。68ページの一番下の欄に、当期末支払資金残高がありまして、その上のほうにサービス区分では施設介護サービス事業と通所介護サービス事業があります。その一番下に2,354万7,428円と1,012万743円があります。合わせて3,366万8,171円となりますけれども、施設介護サービスは心和園側のほうですけれども、この2,354万7,428円に基金が2,000万円充当されていると。それから、通所介護サービス事業のほうに1,000万円充当されているということで、3,000万円がここに充当されて運営をされているという状況になっております。

そうしますと、2,354万7,428円に2,000万円が入っているわけですから、残りは354万7,428円となります。それから、通所介護サービス事業も1,012万743円ですから、1,000万円入っているという部分では12万743円しか残らないという形になります。そういう部分では厳しい状況ということが言えますけれども、先ほどお話ししましたように、人件費の部分については今年度、改善が見込まれておりますので、そういう中でこういう収益の収支というのは検討していくと聞いています。

●議長（佐藤議員） 他にございますか。

(なし)

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって報告済みといたします。

昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後 0 時00分休憩

午後 1 時00分再開

- 議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

日程第11、報告第7号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（小島課長） ただいま上程いただきました報告第7号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき提出いたしました、本説明書の内容についてご説明いたします。

まず、1ページから14ページまでは第25期の営業報告書及び決算報告書で、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業期間に関するものであります。

2ページをご覧ください。

総括事項について、その内容を読み上げます。

北海道横断自動車道と釧路外環状道路の延伸に伴い、ますます道央圏からの観光動向が見受けられる中、春から企画募集された団体型旅行ツアーの利用促進もあり、平成29年度の幕開けは好調なスタートとなりました。

増加要因としては、関係各所との連携による厚岸町観光プロモーション実行委員会の戦略的な活動が挙げられ、入館実績といたしましても前年度を上回る28万6,350人（前年対比109.7%、2万5,355人の増加）と過去最高の入館実績を賜り、今後においても継続したPR活動の強化が必要だと思われまます。

営業部門においては、新たな飲食部門としてオイスターバー「ピトレスク」を開設し、ブランド化された厚岸産カキと厚岸ウイスキーのマリアージュを柱に営業を展開し、全国のカキとウイスキーファンの注目を集めるなど、今後の施設運営での新たな起爆剤となる飲食コーナーの誕生となりました。また、既存の営業部門であるレストラン「エスカル」、炭焼き「炙屋」、物産販売「総合展示販売コーナー」においても、地域の旬の食材を活用したメニューやソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）等を用いてのPR販売、「ふるさと納税返礼品」の利用が拡大されたことから、その純売上高は過去最高となる4億1,066万9,000円（前年対比111.1%、4,116万2,000円の増加）となり、また、生鮮品の仕入れコストが低減されたことも加わり、売上総利益は2億1,513万8,000円（前年対比117.1%、3,143万8,000円の増加）と売上高、売上総利益ともに過去最高となる実績を残すことができました。

2018年度の駅満足度調査では、119駅中、グルメ部門では8年連続の第1位に輝き、今後においても地域の文化、歴史、景観を活用し、多様でにぎわいあふれる空間づくりと、町の観光のシンボルとして活力のある施設づくりを目指します。

以上が総括事項であります。

次に、総務事項についてであります。株主総会及び取締役会の開催状況のほか、3ページにわたり株式事項、役員や従業員数の状況、旅行者との契約及び取引状況につきましては記載のとおりであります。

次に、4ページの月別入館者状況であります。

月別の入館者の推移は記載のとおりであります。年度合計では、一般入館者が26万668人、旅行者関係の入館者が2万5,682人、合わせて28万6,350人の入館者総数となり、前年度との比較では109.7%となっております。

次に、5ページからは決算報告についてであります。

6ページをごらん願います。まず、貸借対照表であります。資産の部では、流動資産は1億1,003万1,649円、固定資産は801万718円、資産合計では1億1,804万2,367円であり、前期との対比で13.1%の増となっております。負債の部では、流動負債が2,917万2,989円で、前期との対比で31.1%の増であります。固定負債については、前期同様ありません。純資産の部では、株主資本の額が8,886万9,378円で、前期との対比で8.2%の増となっております。利益剰余金は2,386万9,378円となり、前期との対比で39.4%の増となっております。

次に、7ページは財産目録であります。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

8ページをご覧ください。損益計算書であります。

売上高科目のうち純売上高は4億1,066万9,169円で、前期との対比では11.1%の増であり、これに指定管理費等収入を加えた売上高は4億4,040万6,353円となり、前期との対比では10.3%の増となっております。売上原価は2億2,526万8,475円で、前期との対比で4.4%の増であり、売上総利益については2億1,513万7,878円、前期との対比で17.1%の増となっております。

一方、経費であります。販売費及び一般管理費は2億1,082万4,992円で、前期との対比では14.8%の増となっており、次の9ページにその内訳を示しておりますので、ご参照ください。

この結果、営業利益が431万2,886円となっております。これに営業外収益の471万2,935円を加えた経常利益は902万5,821円となり、この結果、法人税などを差し引いた当期の純利益は674万6,521円となっております。

この利益剰余金につきましては、13ページでお示ししておりますが、今期につきましては4期連続となる最終利益が出ましたが、会社の売上規模や株主資本金に比して利益額としては大きな額ではなく、会社所有の営業にかかわる備品、設備の維持更新や新規購入への備えと、体験型観光メニューの企画造成などへの財源確保を図るため、株主配当などをせずに、次期繰越利益として処理されたものであります。

戻りまして、10ページは株主資本等変動計算書であります。

当期純利益の674万6,521円の計上により、純資産の部合計の当期末残高は8,886万9,378円となっております。

11ページは個別注記表であります。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

12ページは監査報告であります。

次に、14ページですが、部門別収支決算書であります。一番下の行には、それぞれ部門ごとの経常利益の額が記載されており、これを前期との対比で口頭で申し上げますと、総務部門ではマイナス数値が15.2%増加、レストラン部門が40.3%の増、魚介市場部門が51.2%の増、喫茶・バール部門が63.1%の減、展示販売部門が3.9%の増となっております。

15ページからは、平成30年度第25期の営業活動計画についてであります。

16ページをお開きください。平成30年度営業活動計画であります。営業の概要について読み上げます。

北海道横断自動車道と釧路外環状道路の延伸により、十勝圏や道央圏からの観光客の増加が期待され、また、釧路港へのクルーズ船の寄港や釧路空港と関西国際空港を結ぶ格安航空会社ピーチの定期航空路線就航など、当地域においては、ますますの追い風を感じられます。

当施設においては「食」に関するコンセプトをさらに強化し、関係各所との連携を強化し、誘客の促進を図ります。

また、今年度においては平成6年度の営業開始より25周年の節目の年を迎えることから、平成30年度の営業政策として「かき謝祭」という名称の感謝企画をもとに、25年分の“感謝”と“ありがとう”をテーマにした営業展開を目指します。

また、総合観光窓口業務においては、今後ますますインバウンドツーリズムの増加が見込まれることから、日本政府観光局が認定するJNTO外国人観光案内所として、外国人旅行者が安心して旅行することができる環境づくりを目指します。

既存の体験観光部門をアドベンチャーチームに名称変更し、近年増加傾向にあるインバウンドツーリズムや富裕層にも対応できるアウトドア観光の積極的な営業の展開を目指します。

「地域おこし協力隊」においては、専門分野での協力体制をもとに、充実した活動に努めます。

その上で、当期の計画では、20項目にわたる実施事項を掲げて取り組む方針を記載しております。

1として、指定管理事業の遂行。2、25周年企画「かき謝祭」の遂行。3、町民利用の増加と還元イベントの遂行。4、プレミアム商品の開発と販売。5、ふるさと納税返礼品事業の拡充。6、オイスターバールの利用促進。7、アドベンチャー(体験型観光)旅行商品の企画造成と販売強化。8、インターネット販売の強化。9、旅行会社への営業活動の戦略化。10、観光誘客宣伝事業。11、修学旅行誘致の強化。12、施設管理と機器の更新。13、総合観光案内所の充実。14、道の駅連携と物産交流プロジェクト。15、催事物産販売プロジェクト。16、地域グルメ事業の推進。17、施設周辺設備の管理。18、キャラクターの促進効果。19、防災拠点に対する危機管理の強化。最後に、20として社員研修及び観光地視察の実施という内容になっております。

詳細については、それぞれ記載のとおりでありますので、説明を割愛させていただきます。

次に、22ページは、平成30年度部門別収支計画書であります。

当期については、これまでの実績を踏まえ、各部門ごとに計画額の積み上げを行い、

全体の純売上高で前期実績の3%増となる4億2,300万円を見込み、売上原価で2億4,010万5,000円、売上総利益では2億1,701万5,466円、前期実績との対比では0.9%の増を見込んでおります。

一方、経費合計では、前期実績の1.2%増となる2億1,337万4,000円を見込み計上しております。これにより、営業利益は364万1,466円となり、営業外収入では190万円を見込んでおります。

この結果、当期の経常利益554万1,466円を見込んだ計画となっております。

以上、経営状況説明書の内容説明でございますが、このほか、お手元には補足資料といたしまして、株式会社厚岸味覚ターミナル開設後の各年度の収支決算状況の推移と、平成29年度第25期の部門別収支決算を、計画額と比較した表をお配りしておりますので、参照としていただきたいと思います。

以上、株式会社厚岸味覚ターミナルの経営状況の説明とさせていただきます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

5番、竹田議員。

●竹田議員 味覚ターミナルコンキリエの経営状況説明書でありますので、経営状況説明書でありますから、特にこの部分については特段何というものはないのですが、ただ、前回、コンキリエの、そもそものつくられた初期段階のコンキリエの経営をするに当たっての、味覚ターミナルコンキリエの町としてのあり方というのですか、そういうことを鑑みたときに、アンテナショップということを見ると、コンキリエだけが特段進んでいくということではなく、厚岸町全体でコンキリエとともに民間企業も連動しながら、ネットだのそういった活動をする中で、民間との連携をしながら協力体制を図ってほしいというお願いをした経緯があります。

その上で、平成30年度の営業活動計画を見ると、そういった文言というのは何一つないわけなのですか、それらについてはどうお答えできますか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） ご質問者がおっしゃられるように、厚岸味覚ターミナルコンキリエは、厚岸観光の中核拠点として町内でつくられるもの、生産されるものを展示販売、それに飲食として提供することによってお客様にアピールしていくと、まずは厚岸に来ていただくと、そういう情報発信機能を持っているというのが経営の中核にあることでございます。そういったことを実現するために、20の実施の目標、計画を持って取り組んでいるという位置づけでございます。それを一つ分類した中でそういった表現はしていませんけれども、全て重点的にそのことを考えながら鋭意取り組んでいるという位置づけになっていると思います。

町内の業者が味覚ターミナルとの取引関係にあるのは、40社以上にわたっています。そういった中では、さまざまな産品が展示販売のコーナーにもありますし、飲食のコーナーでも海の幸はもとより山のもの、「あつけし極みるく65」という新しいブランド牛乳

を持った飲食メニューもつくるように取り組んでいるということで、幅広くそういった地元への還元ということを意識しながら経営しているところでございます。

そういったことをますます今後念頭に置いて、経営については緩めることなく頑張っていきたいというのが、株式会社厚岸味覚ターミナルの考え方だと伺っているところでございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 質問して答えて、文言がないからと質問されて、いやいや活動計画の中にそういった意味も込められているのだと言われて、これを読んで町民は誰もそういうふうには思わないですよ。それはへ理屈にしか聞こえてこない。もうちょっと言葉で町民に対して、例えば農協だとかそういう団体等が40社以上にもつながるかもしれないけれども、厚岸に40社以上もまだまだあるのですよ。厚岸町全体のことを言っているのですよ。

だから、文言の中に厚岸町全体が伸びていく、観光で伸びていく、経済的に伸びていくのだということが、コンキリエがアンテナショップになっているのだったら、そういうことを取り入れてやってくれというお願いをこの間したわけですよ。SNSについても、ホームページにしても、そういうお願いをしたのですよ。これは何もないのですよ。そういう答弁は町民は納得いかないと思いますよ。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 株式会社厚岸味覚ターミナルの経営状況報告であります。その事業をいたしているのが道の駅であります。株式会社厚岸味覚ターミナルといいますのは、平成5年に設立をされたわけであります。その翌年の平成6年に道の駅コンキリエが開設をされ、25年目の今年を迎えたということでございます。そういう中で、道の駅は厚岸町の食と味覚を核とした各事業の展開により、本町の基幹産業の振興と地域経済の活性化に寄与する重要な拠点施設として開設をいたしたわけであります。

経営については、先ほどの報告どおりであり、ご承知のとおり、道の駅の施設におきましては、地域の物産、1階にあります展示場、さらにはまた2階における展示場も同様であります。厚岸の物産を展示し、販売をいたしております。さらにはまた、担当課長が答弁ございましたとおり、農協、漁協等の連携を密にしながら地域の物産の振興を図っておるということでございまして、今日ではおかげさまで地域の拠点としての機能がなされ、地域経済に大きく貢献をいたしているものである。私も会社の社長でございます。そういう気持ちを皆持ちながら、地域に貢献する道の駅という意識を持ちながら経営をいたしておるつもりであり、役員並びに職員も一体となって最善の努力をさせていただきます。

そういう意味において、今、竹田議員から具体的な話がないわけではありますが、我々といたしましては、そういう地域に貢献をする株式会社厚岸味覚ターミナルという運営方針を持って運営をしているということ、ご理解をいただければと思っております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 これで最後なのですけれども、町民がある程度これを読んだときに納得できる文言をつけ加えてほしいということを行っているのです。つけ加えられないということなのですか、それであれば。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 地域については、今、私がお話しいたしたとおりでありまして、文言のそのような内容も意識して報告をさせていただいておるわけでございまして、我々といたしましては、これからは政府が掲げております地方創生という課題も背負っていかねばならないし、これはご承知のことと思いますが、厚岸の道の駅が発足した当時は全道では16カ所でした。今日では122カ所で道の駅が創設されているという事実を見ても、道の駅の果たす地域における役割、極めて大きく相なっているという全道的な地方創生に向けての成果が出ているのではなかろうかと。

さらに、今ご指摘のような地域というものが文書になっておらないと、全体的な協力、協調というものが載っていないということではありますが、その説明書の報告書の中では十分にそのことも考えながら、それぞれの部門の計算書も出しておるわけでありますので、ご理解をいただきたいし、さらにまた、今ご指摘があったことについても、十分にこれからの運営に当たっては、さらに竹田議員の考え方にも注視しながらこれからも頑張ってもらいたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思いません。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 聞きたいのは、去年の指定管理料収入が2,970万円、次年度の計画だと3,700万円、700万円ぐらい多くなるのですけれども、この指定管理料の増加って、何か増えた理由というか、去年も何か議論した記憶があるように思うのですけれども、大きな要因は何なんですか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 今回のつくり方の中で指定管理等というものが入っているのですが、ちょっと説明不足な面があったと思います。この中身なのですけれども、指定管理収入自体は3,194万5,000円となります。それで、観光案内所の受託収入というのが131万2,000円ございます。それで、従来、営業外収入のほうに入っておりました体験観光収入というのを、営業外から指定管理等のほうに含めた数字がございまして、その数字が650万円ほどあります。

それで、計画書のつくり方の問題として、これは私もちょっと反省すべき点だなと思

うのですけれども、分けて表記したほうが良いと感じておりますので、今回はこの650万円が入っているという数字でご了解いただければと思います。次年度に向けては、ここをきちんと分割して、きちんと整理するようにしたいと思います。

それで、体験型観光の収入をこちらのほうに移したのは、これから組織体制の見直しを図ってアドベンチャーチームという組織を会社内のほうで立ち上げて、ここの部分を営業展開の柱として強化していきたいということで、営業外でなくて今度は営業の中できちんと取り組んでいきたいということを考えて上で、こういった科目の移動ということをしたということでございますので、この辺も含めまして数字がちょっと膨らむということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 中身は分かりました。やっぱり表記の仕方は、ちゃんと欄を別にして、多分決算のときとかもちゃんとやってくれるのだろうと思っておりますけれども、そういうふうをお願いしたいなと思っております。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 今後に向けては、そのような明確な区分をして皆さんに報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 指定管理のやつは1番さんが聞かれたので、分かりました。

それで、総括事項の中で、グルメ部門で8年連続の第1位だよと書かれております。大変誇らしいことだと思うのですけれども、逆に言ってしまうと、これだけが1位であって、ほかのやつは何位なのかがちょっと分からないという状況の中で、弱い部門というか、顧客満足がなかなか得られない部門に対してどのような改善、改修を図っていかうと考えているのかが、この総括の中でも見えませんし、また、営業活動計画の中でも見えないものですから、弱い部門をどのような形でこ入れをした中で、顧客満足度をより一層高めていくのかという方策についてお聞きしたいと思います。

あと、それと先ほど5番議員も言われていましたけれども、アンテナ施設であって既に25年、つくったときから同じような営業形態の中で、味覚ターミナルコンキリエは運営されてきております。といったときに、当然25年の中では社会需要というか、観光客のニーズも徐々に変わってきているといった中では、やはりいつまでも設立当初のときの営業形態のままで、今後そのまま続けていくのがいいのかどうなのかという議論は、やはりしていかなければならないと思うのですよ。そういった中では、やはりそういうものを今後の5カ年とかを通じた長期の計画はどのような形で持たれているのか、厚岸味覚ターミナルコンキリエが将来的にどのように変化をしていって、より顧客満足度を高めながら町民に信頼される施設になっていくのかというものがあれば、教えていただ

きたいなと思います。

あと、それとああいう建物、外枠が決まっているので、なかなか今度新たに増築してそこで何かをやらうとかというような施設というのは、なかなか土地とか建物的にも考えづらいといった中では、やはり内部改修なりをやった中で営業形態の変更を考えていかなければならないと私としては感じるのですよね。そういった中では、最近特に思うのが、例えば私だったら団体利用での支払いとかで事務室のほうにも入って行くこともあるのですけれども、事務室が大変狭くなっているのではないのかなと思うのですよ。地域おこし協力隊員もそこで活動の拠点があるわけなものですから、大変狭いのではないのかなと。であれば、むしろあそこの事務室のところを改修した中で、何か新しいスペース的なものを設けてはどうなのかな。その分、事務室を別なところに置くというよな、そういうものを考えていかなければならないと思います。

それとあと、その関係でもそうなのですけれども、昨今、1次産業の6次産業化が言われております。先ほど町長も40社以上の町内企業の産品が物販のほうに置かれているのだということではあるのですけれども、より小さいところにも目を届かせるといった中で、やはりフリーの販売スペースみたいなものを設けてはいかがなものなのかなと思うのですけれども、そこら辺の営業方針についてもどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） まず、後半の事務所の関係から話をしたいと思います。

堀議員と全く同じ考えでございます。社長といたしても大変悩んでおります。これは、今、事務局等も含めて、スペースの問題等を含めて、あれでも大分事務所としては広くしたつもりであります。ただ、まだまだ今言ったように人員も増えておりますので、狭隘であることは事実だと思っております。その点については、今後またさらに事務局とも相談しながら事務所のあり方、部屋のあり方等々を検討しなければならないだろうと思っております。

しかし、そこで考えなければならないのは、やはり予算の問題です。それなりのお金がかかるだろうと予想はいたしております。そういうつり合い等の問題もありますので、検討しているということをお伝えして、部屋の問題については答弁とさせていただきたいと思っております。

また、今後の、今ご指摘あったコンキリエの運営の方針ですが、先ほど担当課長から20項目にわたっての概要だけをお話ししましたが、この報告書の16ページ以後から詳細にわたって書いております。そういう点で、これからはそれに向かって、さらにまた期待のできるコンキリエにしていきたい、そのように考えております。

実は、先ほど申しましたけれども、新しい道の駅はさらにまた厚岸以上のすばらしい快適な道の駅をつくっております。ですから、厚岸も25年たった、建物等もいろいろと傷んでおるところもある。いろいろと改修をしなければならない点も出ておるわけですが、しかしながら、厚岸の道の駅コンキリエは極めて評判が高い。特に厚岸のカキがブランドになったというのも、道の駅の全てとは言いませんけれども、それなりの

効果があったのではなかろうかと思っております。

また、今後、ウィスキーと提携した考え方も、先ほど言ったとおりであります。

それぞれ今までない新しい経営方針を持ちながら、さらによりよい道の駅コンキリエをつくっていかなければならない。そのように考えておりますので、詳しくは16ページ以後に書かれておりますので、さらにまた足りない点があれば、こうしたらいいじゃないかと、この場でなくても普段でも結構でございますので、いろいろとお教えいただければと思っております。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 道の駅のランキングのことについて、まずお答えしたいと思います。

ここで報告で申し上げているのは、北海道ジャランという観光雑誌が施設の利用者、直接の利用者からとったアンケートをもとにして、全道119駅のランキングを公表しているということでございます。この中では、各部門がありまして、9項目に分かれています。この中の一つのグルメ部門と言われている部門、食事の部門の充実度・満足度というのが厚岸味覚ターミナルが全道1位であると、しかも8年連続ということで、このランキングが始まってから一度も首位の座を譲ったことがないということでございます。この数値は、おとししが90.4ポイントでした。去年が92.9ポイントです。今年は、またポイントを上げて94.1ポイントということで、2位以下を大きく引き離しているという状況でございます。こういった顧客満足度が、いわゆる売り上げというものにも結びついているのかなと考えています。

逆に、悪い部門のことがどうなっているのかというご質問でございましたけれども、悪い部門は地域の情報についてがちょっと若干低いかなと。あとは、道路や天候などのリアルタイムの情報、ここの部分についても総体的な中では低いのですけれども、これが全道の中で本当に下位のほうにあるかといったら、そうではない。もともとが、厚岸は常に総合順位が10位以内に入っている道の駅ですので、高い部門から比べると低いということとなる。

ただ、そこで満足するのではなくて、今年度については地域の情報として、3月の定例会で提案させていただきました予算の中で、これは説明もさせていただきましたけれども、地域の情報を壁のほうに展示して、特にカキの情報とか観光の情報とか、そういったものを今度は映像化して、情報量を多くして観光客の皆さんに厚岸のよさをもっと知ってもらおうということも、今年度の中の執行の中に加えております。

あと、天候やそういった情報については、1階のほうにモニター画面を2カ所につけていまして、そこで常に24時間、天候だとかそういった情報は常に表示される場所を映し出していますので、それは全国的な放送の中でそういった表示されるコーナーがありますので、今は地上波でもって常に一般家庭でも見れるのですけれども、そういうのを出しているということでありまして、全くないということではないのですけれども、全体の中ではちょっと低いかなということなんです。

それと、施設の魅力についてなのですけれども、これはしばらくあそこは展示販売が

1階と、それと2階の炭焼きコーナーの炙屋と、それからレストラン部門、これが3本の柱だったのですが、遊休であった前は喫茶的なコーナーがあった2階のところを、1階のロビーのところの近くに喫茶コーナーを設けました。そこもすごく評判がいいということで、売り上げもあそこは伸ばしているのですね。太田農協の極みるくという新しいブランドもすぐ取り組ませていただいて、牛乳も売れていますし、ソフトクリームも売れているという状況にあります。

それで、それとあわせて去年から始めたオイスターバーピトレスク、これは去年春から営業展開をしておりますけれども、ここにもう既に1,300万円を超える売り上げが達成できています。2月に施設改修を終えてグランドオープンいたしましたので、今年度は2,000万円の売り上げ目標を掲げておりますけれども、4月、5月を見ていると好調ということで、多分その2,000万円は若干上方修正できるかもしれない。いわゆる人気コーナーの一つになりつつあるということだと思います。

それで、きちんとした食事を食べたいという人はレストラン、それから野性味あふれる食べ方をしたいという人は炙屋、それから気軽に軽食を食べたいという人はオイスターバー、それから本当にカキ1個ずつでも食べたい人、ソフトクリーム一つでも食べたいという人は1階の喫茶コーナーで、あの大きなフロアの中でゆっくり休んでいただく。多様な食の展開というのが厚岸味覚ターミナルコンキリエの魅力の一つと言われておりますので、そこはこれからも強化していきたいと考えています。

それと、ほかのランキングが実はありまして、これは北海道開発局が道の駅ラリーということで、回ってスタンプを押す。完走者となりますけれども、完走というのは119駅を全部回った人です。その人たちからの道の駅のランキングを聞いているのです。その中では、実はその部門の中でゆっくりと休憩ができたと感じた道の駅の中では、実は全道で1位なのです。最新のランキングで。それから、景色がきれいだと感じたというのは、全道で2位なのです。

ですから、このところは、非常に来ていただいた方には満足していただいているということで、これも昨年度予算の中で認めていただきましたファミリー向け、小さい子供たちが休めるような、遊べるようなところということで、今、船型遊具というのを春先から利用できるようになりました。それとドッグラン、今は動物も一緒に家族のように旅に連れていくというスタイルが増えている。特に犬については、ほとんどの方が一緒に車に乗せて旅をしているのだと思います。ですから、人間が道の駅で休みたいというときは、犬も一緒に休みたいのだと、そういうご要望に応じて、ほかの道の駅では珍しいのですけれども、大型犬用と小型犬用と分けて整備をさせていただいておりますし、そういった意味では施設の充実といいますか、お客の皆様に対するサービスの展開というのを常に意識して取り組ませていただいているところです。

また、今後については、現状に甘んじることなく、もっともっと飽きられないような新たな展開というのが必要かなと思っています。あそこの施設は、貝の形をしたの建物ということで、増設したときに外観が変わってしまうということも念頭に置かなければならないのですけれども、例えば手狭になったところは、外の余り目立たないところにコンテナを置いたりして、物をそちらにしまってそちらで対応するとかして、狭く狭隘になったところは緩和するようには少しずつ対処するということではこれまでもやって

きておりますけれども、ますます人気が出てくる、物事を展開するということになる、町長が先ほど答弁ありましたけれども、今後に向けてはそういったことも念頭に置くと、検討していくということも大事になってくるかなと思っているところでございます。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 分かりました。ただ、あとはフリー物販スペースについてちょっとなかったもので、ぜひもう一回お聞きしたいのですけれども。

ですから、例えば本当にロットの少ない商品開発しかできない小さな1次産業者がチーズをつくったりとかと、カキの加工品をつくったりといった人方が、1週間を通さなくても2日、3日ぐらいの短期の使用契約みたいなものを結んだ中で、折角あそこに人がどんどん来てくれますから、そういった人方に少しでも売るチャンスを与えられるようなスペースが必要なのではないのかなと、これからだと思うのですよ。そこら辺のところは、当然、余りそれを大きく構えてしまっても、テナントとして常に空いているような状態であれば、それはやはり施設イメージも崩れてしまうので、そこまでは私も要らないと思うのですけれども、1件ぐらいが常に3日や4日ぐらいの短期の賃貸という、レンタルスペースをしながら、自分たちの作ったものをいろいろなお客様に直接、じかに売れるような、そういうようなスペースは、やはりそれはアンテナショップとして最初につくった味覚ターミナルコンキリエとしての一つの役割としても大事ではないのかなと思うので、そこら辺はぜひ一度検討してみてもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 1次産業にかかわられている方々が自らの産品を加工して2次に向かう、それからそれを自ら売るということで、3次に向かってあわせて移したということですよ。これは、消費者にとっては非常に受けるパターンではあると思います。ただ、非常に6次化というのは、労力、骨が折れると、一方では思います。それを代わりに行っているのが味覚ターミナルコンキリエであろうとは思いますが。

ただ、昔とは大分雰囲気も変わってきたなとは思いますが。漁業協同組合の直売店でも、漁業協同組合自らが加工して売るということ、これが大成功をおさめているわけですし、太田農協でも加工まで手掛けて、自らの店舗でも牛乳を直接売るということに取り組んでおります。

実はコンキリエのほうでも、1階から2階に上がる階段のところの右側の小スペースなのですけれども、あそこを短期数日間とか、直接売りたいという方にはお貸しした事例もございますから、そういったことは今後の展開の中では可能だとは思いますが。ただ、自ら作ったものを自らそこで売るという時間的な猶予、そういったものもあろうかと思っておりますので、そこは生産する方、そういう希望のある方とお話し合いの場をつくって、もっとそういった需要に応えられるかどうかということもあわせて検討してまいりたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって報告済みといたします。

●議長（佐藤議員） 日程第12、これより一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は、答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし、合図をいたします。

はじめに、8番、南谷議員の一般質問を行います。

8番、南谷議員。

●南谷議員 第2回定例会に当たり、通告に基づきまして一般質問を行います。

はじめに、門静海岸の樋門についてお尋ねをいたします。

門静駅より前浜地区は、平成26年4月4日の大雨で冠水をしており、今年の3月9日も大雨で干場が冠水、漁家の一部が冠水寸前でありました。

この地域の冠水対策を担っている樋門は2カ所あります。そのうち苫多側の樋門は、海岸線の高潮等の越波による海水流入防止のため、護岸中に設置されたものであると同時に、おかの大雨時の雨水放流の役割を担っております。この樋門の開口部は二つに分かれており、片方は開口部が小さく、そのため春先でも樋門の底が凍りつき、雨水の流れを阻害しております。もう一方は、開口部が高くなっており、十分放水機能をしておりません。

管理主体は、釧路総合振興局水産課水産振興係でございますが、町は連携を密にされ、早期改修に努めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、大地震津波対策についてお尋ねをいたします。

仙台高裁は、東日本大震災の津波で児童74人が犠牲になりました石巻市立大川小学校の訴訟で、4月26日、学校側の事前防災の過失を初めて認めております。

正直なところ、私はこの判決に驚愕するとともに、本町の各学校の防災と津波対策の事前防災のあり方について、改めて痛感をいたしました。

そこで、お尋ねいたします。

この判決を受け、教育長の見解を求めます。

また、学校は、今回の判決を受け、災害時の対応はどのようになるのかお尋ねし、1回目の質問といたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の門静海岸の樋門についてであります。ご質問の樋門につきましては、海岸管理者の北海道が海岸保全施設である護岸を整備する際、普通河川門静小川の流末処理のために設けられたものであります。樋門の管理は近隣の住民に委託されており、平常時は河川水を海へと流すために開放状態となっておりますが、津波警報や高潮警報が発令された場合などには、管理人が樋門を閉鎖することによって津波や高潮等の流入を防止するものであります。

二つに分かれた樋門の開口部は、ご指摘のとおり水路の断面と比較して狭隘で、平成26年4月4日には、融雪期の大雨に加え、水路に流出した雪の塊が開口部に詰まったことが大きな原因となってあふれたことから、重機により詰まった雪の除去と、水中ポンプによる排水作業により対応したところであります。その後、釧路総合振興局水産課へ被災状況を報告するとともに、例年北海道へ提出している海岸要望に樋門の改修を追加したところであります。現在まで改修には至っておりません。

本年3月9日に増水した際は、同様の対応で冠水被害を未然に防ぐことができましたが、この問題は開口部の構造を改修しなければ解決せず、住民生活に大きな影響を及ぼす喫緊の課題として、改めて北海道に対し強く要望しているところであります。

町では、機会あるごとに北海道の担当職員に現地での説明を行い、緊急性について理解を求めているところであります。今後、より一層釧路総合振興局水産課との連携を密にし、一日も早い改修によって地域住民の不安が払拭できるよう努めてまいりたいと考えております。

2点目の大地震津波対策については、教育長から答弁があります。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 大地震津波対策についてであります。「仙台高裁は、東日本大震災の津波で児童74人が犠牲になりました石巻市立大川小学校の訴訟で、4月26日、学校側の事前防災の過失を初めて認めております」のうち、「この判決を受け、教育長の見解を求めます」についてであります。東日本大震災において石巻市立大川小学校の児童74人、教職員10人が津波の犠牲となった、いわゆる大川小訴訟ですが、一審の仙台地方裁判所では、教職員による避難誘導の過失を認定するにとどまったのに対し、二審の仙台高等裁判所では、学校と市の防災対策上の過失を認定する判決が下されました。今後は、最高裁判所において津波の予見可能性や事前防災の適否について審理されることになっております。

教育委員会及び学校では、東日本大震災以後、防災マニュアルの見直しとともに、避難訓練の内容や方法を大幅に改善しており、最高裁の判決を待つまでもなく、まずは今ある新たに整備されたマニュアルを児童生徒、教職員及び保護者に確実に浸透させ、迅速かつ適切に行動するための指導と訓練を粛々と実行することが肝要と考えます。

各学校に対しましては、引き続き児童生徒の安全を最優先して対応するよう、改めて指導・徹底を図ってまいります。

次に、「学校は、今回の判決を受け災害時の対応はどのようになるのか」についてであります。東日本大震災の教訓から大津波警報や津波警報時の対応として、学校で授業

中に地震が起きた場合、登校前に地震が起きた場合、登下校中・放課後に地震が起きた場合など、その場その場に応じた臨機応変な対応ができるように、避難ルートの確認を徹底させるとともに、素早い避難行動をとることに主眼を置いた訓練を実施しております。さらには、学年別・教育目的別津波防災教育カリキュラムに沿って地震・津波発生のメカニズムを知り、災害の恐ろしさと訓練の大切さが実感できる事前防災の取り組みを行ってきており、今後も継続して取り組んでまいります。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 1点目でございます。3月9日、大雨と雪解け水で門静の前浜地区の一部干場と住宅が本当に冠水寸前でございます。この要因は、前浜の背後にある山からの大雨で解けた雪解け水が一気に、小川なのですけれども、2本の川に流れ込んだものが原因だと思っています。そのときは川に氷が張っておりました。川の流れを阻害し、オーバーフロー寸前。担当課の指示によりまして、佐藤水道さんがユンボで夜遅く、午後11時ころまで川の氷を割り、開口部にたまった氷の処理をしてくださり、漁業者の干場や倉庫、住宅が守られました。

現状の樋門では、大量の大雨や雪解け水を放流するには開口部が実質的に小さく、小さいがために底のほうで凍りつき、開口部が狭くなり、雨水の流れを阻害しており、せっかく割った氷が、大きな氷がたまってしまふ。そんな状態になっております。二つの開口部を1カ所にまとめ大きくするなど、構造改修が必要でございます。

その上でお尋ねをさせていただくのですが、振興局の動向はどのようになっているのかと、町として釧路総合振興局へ早期に構造改修が実現するよう、先ほどの答弁では力強く働きかけると言われたのですが、ぜひ私も必要だと思います。早期実現に向けてしっかりと対応をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） 門静樋門の件につきましては、町長の答弁にもございましたけれども、海岸の施設ということですが、平成26年4月、それと今年の3月9日の際にもあふれそうになった。3月9日は、あふれずに町の対応で間に合ったところでございますけれども、北海道釧路総合振興局の水産課においても現地まで、私ども現場を確認いただきまして、構造を見ていただいた上で、ご指摘のとおり二つに分かれていることによりまして水路に流出したものが詰まるという部分につきましては、一定のご理解をいただいているところでございます。

それで、今までも要望しているところでございますけれども、今月も実は漁港の関係の会議がございます。その中でも具体的にどのような進め方をしてくべきか、それと振興局のほうからは、地元のほうとも改めてもう少し詰めていきたいというようなお話もいただいておりますので、引き続きこれは門静前浜地区については住宅や漁業者の倉庫、さらには昆布干場が密集している地域でありますので、日常の生活、さらには漁業生産活動への影響が及ばないよう、緊急性を訴えながら強く要請してまいりたいと、このよ

うに考えているところでございます。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 力強い答弁ありがとうございます。ぜひ、なかなか町として、町が実際にできるわけではございません。道のほうに働きかけをしなければならない。この実態を切々と訴えていただいて、早期実現するよう頑張ってくださいと思います。

2問目に参ります。2点目の大地震津波対策でございます。

ただいまの教育長の答弁でございますが、3.11以降、各学校におかれましてはマニュアルも見直して、さらに積極的に取り組んでおられるというご答弁がございました。先般、厚岸翔洋高校でも、5月16日、ネイプルまで1.4キロを徒歩で避難訓練を実施されるなど、積極的に津波対策を各学校が訓練に取り組んでいる。昔は津波対策というと、学校校庭に出て避難する程度だったと思うのですけれども、3.11以降、しっかりと各学校で取り組んでいるなという理解をさせていただきました。

その上でお尋ねをさせていただくのですが、つい先日の道新の、産業技術総合研究所 活断層・火山研究部門の岡村研究員は、マグニチュード9プラスの超巨大地震や巨大津波について、今すぐ起きても不思議ではないと。400年間隔のことを言っているのだと思いますが、既に過去の地質等の調査からいくと、400年以上過ぎているのだけれども、いまだそういう形跡がない。私は、地震の発生を望んでいるわけではなく、決して発生してほしくないわけではございますが、対策はしていく必要があると思います。そこで、2点ほどお尋ねをさせていただきます。

まず、大災害に備えてでございますが、学校長はいつも学校にいるとは限りません。特に大災害のとき、大川小学校のとき、事前防災ということでございますが、校庭に長い間、生徒も先生たちもいます。結果として、そういうときに、ふだん訓練の中でそういうことも想定をいろいろしていると思うのですが、学校長がいなくて、あらゆる場合が想定されると思いますが、特に先生たちの指導体制というのはどうなっているのか。これが1点でございます。これについてどのような見解を持っているのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 指導体制についてお答えをさせていただきます。

まず、それぞれの学校では、校長、教頭がともに不在にならないということを日常的に心がけているということ、まず先にお話しをさせていただきたいと思います。

次に、指導体制についてですが、それぞれの学校でそれぞれの場合を想定した避難訓練を行っております。ただ、私が認識する限り、今日は校長が不在だよ、今日は教頭が不在だよという前提の訓練は、多分なされていないのではないかなという認識は持っております。

いずれにいたしましても、校内体制的に、先ほども申し上げましたけれども、管理職

が2人とも不在という状況はできるだけつくりたくないような現状になっております。そういった場合に、それぞれの学校が持っているマニュアルに沿って、校長ないしは教頭が指示を出す。

東日本大震災以降、教職員の防災に対する意識は非常に高まっていることは間違いございません。そういうことも含めて考えましたときに、校長あるいは教頭、万が一両者が不在の場合でも、例えば教務主任、生徒指導担当者というそれぞれのポジションの役割を担っているリーダーがいますので、それらがマニュアルに沿った適切な指示を出して、子供たちの安全を確保するという体制は整っているものと理解をしております。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 適切に管理者、誰がいなくても、やっぱり命を守る行動というのは迅速にしたいと思っています。その上でお尋ねをさせていただきます。

大津波発生時の保護者への対応でございます。いざというときに、当然先生たちも率先して児童の避難に当たるわけでございますが、当然そういう場合に保護者が迎えに来たりすると思うのですよ。これらの対応について、学校としてはどのような対応をされるのかお尋ねをいたします。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 実は、大川小学校とはまた違う、仙台にある或る学校でのことに関する訴訟がございまして、5月30日の新聞にその結果が出ておりました。中身は、東日本大震災のときに保護者が学校に子供たちを迎えに来た。ある保護者が、自分の子供だけではなくて、我が子の友達の子供も一緒に連れて家まで届けますよという申し出があったそうです。学校は、その際に、そのお子さんも一緒にその保護者の方にお預けをしたと。その子は自分の家に帰った、自宅で津波に巻き込まれて亡くなったということで、遺族の方から訴訟が起こった。結果的に、これもまた仙台高裁なのですが、校長の判断に過失があるということを確認いたしました。

それが30日の新聞に出たものですから、私といたしましては、6月1日に町内のPTA連合会の会合がございました。各学校の校長先生、教頭先生、PTAの代表の方が集まる会合でした。その席で実はこの事例を紹介しながら、市街地の4校は全て津波浸水区域内にある学校ですから、まず浸水区域と想定されている学校に保護者が迎えに来ること自体が、まず大きな危険を伴うということで、今までその保護者に対応する部分について各学校のマニュアルが明確になっていない部分がございましたので、この判決を機に、もう一度保護者対応ということで各学校にマニュアルの見直しを求め、そしてPTAの役員の方にも、いま一度PTAを含めて学校のほうで出しているパンフレットの中身をもう一度確認をしていただきたい。それぞれの各家庭個々に対しても、もう一度子供と一緒に、各ご家族と一緒に、学校が今どういう対応をとることになっているのか、保護者としてどういう行動をしなければならないのか、そこらあたりを今一度確認をしていただきたいというお願いをその会合の席でしましたし、改めてまた各学校から

保護者に対してそういった確認の文書を出すように、あるいはマニュアルの改訂が必要であれば、さらにまたマニュアルを改訂して保護者に周知徹底を図るようという、そのような対応をとっているところでございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 適切な対応をされているということで、安堵いたします。

私は、大川小学校が控訴する云々という話もあります。決して裁判の結果がどうのこうのということ、私はこだわっているわけではありません。要は、児童や子供たちの命がしっかり守られなければ、判決がどうのこうのというのは後の問題で、まずは災害時には学校を挙げてきちっとした対応を、瞬特な対応をしていただけるような体制をしっかりと構築していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私もおっしゃるとおり、判決云々に振り回される、そのようなことがあってはならない。学校として児童生徒、今回は保護者も含めて、あるいはご家族の方も含めて、学校は教育現場ではありますけれども、その前提として子供たちの命と安全を守ると。これは大前提でございますので、これは判決にかかわらずこれからも、今までも、そしてこれからも、そこのところに大きな基軸を置いて子供の安全を守るのだという、そこの意識の啓発を各学校に、あるいは保護者に対して今後も継続して、これは毎年毎年行っていかなければならないと思っていますので、今後も力を入れて継続して取り組んでまいりたいと思っています。

●議長（佐藤議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、12番、佐々木亮子議員の一般質問を行います。

12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 私は、本定例会におきまして、さきの通告に従って3件の質問を行います。

1件目として、住民の健康増進について。町民の健康増進のために、体調管理の道具として社会福祉センターのロビーなどにも血圧計の設置をする考えはないか。

2件目として、広報誌等の配布について。町の発行する広報誌等は、くまなく町民に配布される状況にあるのか。

3件目に、空き家対策について。町内の空き家で、管理がなされず近隣住民が危険を感じるような物件がある。これらに町はどう対応をしているのか。

以上、お聞きをいたしまして、1回目の質問といたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 12番、佐々木議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町民の健康増進について。町民の健康増進のため、体調管理の道具として社会福祉センターロビーなどにも血圧計の設置をする考えはないかについてであります。血圧計による血圧測定は、心臓や血管の状況を数値として客観的に把握する手段として重要な検査方法の一つで、近年は家庭用の自動血圧計も普及しております。

町民の皆さんが自分の血圧の値を継続的に把握することは、高血圧症などの生活習慣病の予防や管理、生活習慣改善への気づきなど、自分でできる健康管理の一つの手段と言えます。

町では、現在、保健福祉総合センター、町立厚岸病院及び役場庁舎の3カ所に合計4台の自動血圧計を設置し、測定時点における目安の血圧としてではあります。町民の皆さんの健康管理の一助に供しているところであります。

ご質問の社会福祉センターでは、平成17年度まで定期的に保健師による血圧測定を含む健康相談を実施していましたが、利用者の減少により健康相談を廃止した経緯があり、従来から自動血圧計も設置していないため、湖南地区には町民の皆さんが自由に血圧を測定できる場所はありません。

公共施設などに設置された自動血圧計で血圧測定をすることは、測定時点における目安の血圧としてではあります。測定値をもとに健康について意識するきっかけになるなど、町民の皆さんの健康管理に役立つものとも考えられますので、自動血圧計の社会福祉センターへの設置について、施設の所有者である厚岸町社会福祉協議会と協議しながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の広報誌等の配布について。町の発行する広報誌等は、くまなく町民に配布される状況にあるのかについてであります。毎月発行する広報誌「あっけし」を例に申し上げますと、その配布方法は、自治会に依頼し住民の皆さんへ配布を行っているほか、希望者には郵送でも配布をしております。

配布の状況といたしましては、先月、5月号の配布状況になりますが、自治会を通しての配布が3,400部、郵送での配布が56部の合計3,456部であり、施設入所者を除く町内全世帯の80%となり、全世帯には行き渡っていない状況となります。このため、町の公共施設をはじめ郵便局や金融機関、JR厚岸駅、コンビニエンスストアなど、多くの人々が利用する施設に配置し、必要な人が自由に持ち帰ることができるようにしているほか、町のホームページでも広報誌を公開しているところであります。

続いて、3点目の空き家対策として、町内の空き家で管理がなされず近隣住民が危険を感じるような物件があるが、これらには町はどう対応しているのかについてであります。近年、空き家に関する問題が表面化しており、特に管理がなされていない空き家、いわゆる放置空き家については、周辺の住民に対し、安全や衛生、防犯、防火など、あらゆる場面で悪影響を及ぼすおそれがあり、こうした空き家を少しでも減らしていくことが全国的な課題となっております。

空き家になった要因は、居住者の死亡や施設の入所・入院、相続により取得したものの使用していないなどと考えており、また、空き家状態が続く理由は、所有者等の高齢化や単身世帯化が進むこと、遠隔地に居住していることによる管理不十分、適切な管理に対する意識や近隣への影響等についての認識不足が主な理由と考えております。

町では、平成27年度に町内全域の空き家の実態調査を行い、その際、危険と思われる建物の所有者に対し、適法な状態に維持するよう努めていただく義務があることをお知らせする文書を発しております。これまでも所有者の把握に努め、文書及び電話では正すよう助言するとともに、町民の皆さんからの連絡、定期的なパトロールにより経過観察を行いながら、状況に応じて消防とも連携を図り、対応しているところであります。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 まず1件目、血圧計の設置ということに対して前向きに検討していただけたという答弁をいただきました。

今といたしますか、やはり町民の皆さんは、すごく健康、特に血圧、集まると皆さんは病院に行って血圧が高かった、低かったなどという話になります。社会福祉センターは、たくさんのいろいろな人が集まってくると。そういった中でお話を聞いていると、ちょっとしたときに、ここに血圧計が設置されていれば計れるのにねというような声もお聞きをしています。

答弁書にも書かれているように、湖南地区には現在、気軽に血圧を計れる場所がありませんので、ぜひ、本当に前向きに検討していただきたいと思いますが、検討していただく際に、今いろいろな形の血圧計のが普及しています。本当に家庭的なものからというのですか、とてもたくさんの血圧計があるのですけれども、やはりたくさんの方が測定をする、あるいはそういった機能なんかも考えると、導入をまだ検討ですからあれですけれども、ある程度の高度なというのでしょうか、機能が安定している、そういった血圧計を検討していただけたのであれば、そういうものを設置していただきたいということもあわせて要望させていただきたいのですけれども、どうでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 血圧計でございますけれども、あみか、それから町立病院、それから役場に設置をしております、この血圧計につきましてはあくまで目安ということでございます。今の時期に計るものと、冬の寒いときに計る状況では、全く違いますし、やはり本来はきちっと定期的に自宅で安静の状況のときに計ってもらうことが、本来のものだと思います。

ただ、やはり健康を意識していただくという部分では、本当に目安のものとしてちょっとしたときに計れるような体制というのは、おっしゃられるように必要なと考えております。今設置しているあみか、それから病院、それから役場、同じようなものを設置しておりますので、そういうものを検討していきたいと考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 ぜひ前向きな検討を再度お願いをいたします。

次に、2件目の広報誌等の配布について質問をさせていただきます。

これは80%で、全世帯には行き渡っていないということですが、基本的な考え方として、町の広報誌は全世帯に行き渡らなくてもいいものなのではないでしょうか。基本的に全世帯に行き渡るといことが、まず基本だと思うのですが、その点についてはどのように捉えているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 広報誌ですけれども、今年5月号の部数ですけれども、4,400部を発行しているわけですが、これは町内のみならず町外も含めた部数であります。そういった町の世帯は約4,400程度でありますので、これらも十分発行部数的にも対応できるようでありますから、できれば全世帯にお読みいただきたいというのが基本的な考え方でございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 全世帯にお読みいただきたいという基本的な考え方がありますね。施設入所者などを除いて80%ということで、お読みいただきたいのだけれども、どうしてそれがこの程度のパーセントになっているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 現在、厚岸町では、広報を配布するに当たって、各自治会のほうに実はお願いしてございまして、自治会ではそれぞれに自治会の皆様に配布をいただいているのですけれども、中には自治会に加入されていない世帯にも配布いただけるという部分がありまして、こういった部分については自治会の必要部数を確認させていただいて、お届けさせていただいているということで、それぞれの自治会からそれぞれの自治会でできる範囲でお配りできる部数を私どもにお寄せいただいて、それには自治会に加入していない方々も若干含まれてきているという部分があるものですから、町としてはできるだけ少ない予算の中で、今は自治会様の好意的な協力により80%を確保できている状況であります。したがって、配布できない部分は、自治会に加入されていないところの世帯だと考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 それぞれの自治会によって、自治会に加入していないところにも配布している自治会、していない自治会、それぞれあります。それは自治会の考え方によるところだという部分で、そのところについては自治会の考え方のもとでやっている

思うのです。

ただ、これは自治会のご好意によってというところで、配布手数料なども自治会のほうにはおりにありますけれども、これはあくまで方法の一つではないのでしょうか。基本的に自治会が自治会以外のところに配布をしていない、だから届かないということではないのではないのでしょうか。基本的には、届いていないところはどうかというところを町で考えなければいけないと思うのですが、そのあたりはどうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 私は前段で、現在は自治会様のご好意により何とか多くの方に配っていただいていると申し上げております。これは引き続きお願いしていきたいなど考えておりますが、そういった自治会の情報を把握する中に入らない方々については、役場のほうに連絡が来まして広報を読みたいという方々には、先ほどはそこまで詳しく申しませんでしたけれども、現在53件の方、これは多分自治会に加入されていない方なのだろうと思いますが、個別に郵送で対応をさせていただいているということで、今般、そういった自治会に加入されていない方で広報が世帯に届かないようなところについて、改めて各種の情報、そういうIPCというのですか、そういったものを活用して、広報の届かないところに郵送で送れることも周知していきながら、できるだけ多くの方に読んでいただきたいというところがございます。

前段申し上げたのは、できるだけ費用をかけないで、現在は自治会様の協力により何とかできているということをお願いしたところがございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 ご努力はされているのだろうと思います。

今、郵送という話がありましたけれども、郵送もあれですよ、申請というのでしょうか、郵送してくださいと連絡が来ないと、分からないのは分からないのだと思うのですが、郵送をしてくださいと連絡をなかなかできない方というのでしょうか、分かっているけれども連絡できない方という方に対する対応というのは、どのようになるのですか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） そこは、やっぱり行政が一番弱いところかなと思います。ですから、地域のコミュニティーといいますか、仮に自治会に入っていないけれども、普段のおつき合いの中で、そういった話を実はさせていただきたいなど。今後、より多く発行するためには、自治会の中で世帯に届かないところのお話もしていただくようお願いをして、できればどなたかからこういったところに広報を届けてくれないかだとか、具体的な方法としてですね。そういうような情報提供だとか、そういったところをいただきながら進めさせていただくことも必要かなと思います。

ただ、余り個人情報のこととお話しするとあれなのですけれども、中にはそういう個人情報のことで大丈夫なのかと、こういったことで懸念される方がもしいるとすれば、ちょっとあだになってしまいますので、何とか行政だけではなかなか難しい部分でありますので、地域の方の協力をいただいて、何とかうまく情報収集ができる方法を考えていく必要がある。

いずれにしても、町は全員の方に読んでいただきたいなという思いがありますので、そういう思いで地域の方々のご協力を引き続きお願いしていききたいなと思っております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 今、説明をしていただきましたが、ある自治会からの情報というか、お話を聞いたのですけれども、今年度に入ってから広報誌、これまでは自治会以外の人数の分も届いていたと、それが突然、何も連絡がなく自治会員分しか届かなかったと。その自治会の方たちは、余分に広報誌が来ているから、自治会以外の方にも配っていたのだそうです。それが自治会分しか来なくなったと。それは役場のほうと話して、もとに戻していただいたというような情報を聞いているのです。これは聞いた聞かないということになるかもわからないのですけれども、例えばそういった変更とかそういうことがあった場合には、きちんと自治会のほうと連絡というのでしょうか、そういうのはきちんととり合っているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 第1回目の答弁をいたしましたけれども、80%といたしますのは、自治会にお願いしていること、それから郵送している方の話であります。あとの20%につきましては、先ほども申し上げましたけれども、郵便局、金融機関、JR厚岸、コンビニエンスストア、さらにはまたホームページ等にどのぐらいの人がそれを利用しているのかという数字が明らかではありません。ですから、できればコンビニエンスストアとか郵便局とか、金融機関がどのぐらいの方々に読まれているのか、ホームページはちょっと難しいのですけれども、そういうことも調査する必要があるのではなかろうかと。そして結果的には、必ず100%でなくてもある程度の数字がつかめるのではなかろうかと、そのように考えております。

特に町の広報の例を申し上げましたけれども、特に町報あつけしは町政にとっては重要な情報でございます。それを町民に知らしめるということは大切なことですので、より一層多くの、100%に近い町民の皆さん方に読んでいただくということが重要であろうと、そのように私は考えておりますので、さらにパーセントを上げながら広報誌等も全戸に配布できるような方法というものを考えていかなければならないと、そのように考えております。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 私のほうからは、一部の自治会でこれまでご協力いただいていた分、自治会に入っていらっしゃらなかった部分も配布していただいていたのだけれども、今後できなくなりましたよというお話の部分で答弁させていただきませうけれども、私どもこれを知ったのは5月の末でございました。その時点で、既にその自治会のほうでは決められていってしまったようで、具体的な理由としては、その自治会は例えば一つの自治会で五つや六つの班を持っているのですね。班長さんというのが五、六人います。その班長さんたちが順番に毎年替わって、自分の班長のときは広報を配るとというのが一つの役割として入っている地区なのですね、その自治会は。ですから、そういった自治会で班長になっていただく方がご高齢になったということで、配布する作業というのですか、そういうのがご負担になったというのが理由と聞いております。それはいたし方ないのかなと思います。

ただ、そのことが町のほうに、自治会に入っていなかった分を今後配れないので、ことここここに配布いただきたいのだということについて、実は今回知ったばかりなものですから、今後も各地域ではそういった高齢化による作業の負担というのが考えられますので、こういったことも予想しながら、広報配布の依頼に当たって、ご説明を加えて改めてお願いしていきたいなということでございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 今回の説明はいいのですけれども、私が質問をしたのはその逆なのです。これまで自治会で自治会以外の方にも、広報誌が余るので配布をしていたと。それが突然に自治会分しか来なくなったというお話を聞いたのです。ということは、首を振っていらっしゃいますから、聞いた聞かないということになるのですけれども、そういった話を聞いたということで、そういう場合、今の場合、それから先ほど課長が答弁された場合などもあるのですけれども、そういうどちらの場合においても、要は言いたいのそれはいい悪いではなくて、きちんと自治会が今配布をしている、こういう配布をしている、何かそういう条件があった場合、情報が変わった場合に、きちんと自治会と連絡をとり合っているのですか、それができているのですかということをお聞きしたかったのですが。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 改めて同じような答弁になるかもしれませんが、私どもが知ったのは、自治会が各自治会の世帯にお配りしていた文書があるのですね。実はそれを見て承知したのです。自分の地域では今まで配っていたけれども、今後は自治会の分しか配れないのだと、要は作業負担が大変になって。ですから、今まで100部、町からもらっていたところを80部しか配れないよということなのですね。それは私どもから一方的に減らしたわけではないのでございます。ちょっとそこを改めてご理解いただきたいと思うのですけれども。

ですから、今まで80部以外に20部も配ってもらっていたわけですから、その20部につ

いて、できればどちらにお届けしていたのですかといったことを、ここの自治会のみならず、今後そういうことも起こり得ることを予想しながらそれらの情報をいただいて、町のほうから必要なところには送る手だてを、一方的に送るということもあるのでしょうか、一方的に送るのはどうなのかと思いますので、必要なところにお届けする手だてを考えていきたいなど。そのために、できなくなった自治会様の情報がないと私どもはできませんので、そういったことでありますので、先ほどの答弁はそのような内容でお答えしていることをございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 分かりました。

やはり最初にも申しましたけれども、基本は全世帯に届けると、これがあくまでも町の広報誌等ですから、これは本当にこれからも努力をして、全世帯に配布できるというようなところまで努力をしていただきたいというか、届けていただきたいということを再度要望をさせていただきます。

それと、広報誌をさまざまなところに置いてあるとおっしゃっていましたが、その場所によって、中にいろいろな折り込みがありますよね、牡蠣島ですとか生涯学習カレンダーですとか、それが折り込まれて置いてあるところ、折り込まれていないところ、その場所によって私が見たときには違うのですよね。違っていたのですけれども、こういった折り込みも含めて広報誌だと。それで広報誌等と書かせていただいたのですが、広報誌だと思うのですけれども、こういった違いというのはあるのでしょうか、たまたまそうだったのでしょうか、それはどうなのでしょう。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

某自治会におきましては、広報誌と自治会だよりと一緒に配布しているところもありますね。それから、他の自治会においては広報誌だけと。ですから、それぞれの自治体によって配布方法は、広報自体ではなく、要するに一緒に折り込みですね、社協だよりとかいろいろありますが、警察のほうのあれもありますが、それはそれとして配って、さらに自治会関係を一緒に配るところもあるようであります。

それから、先ほどの自治会で会員だけに配るという自治会がほとんどであります、先ほどの問題点は、自治会会員だけでなく、要するに担当している自治会以外の世帯にも配っておったということです。ところが、いろいろな都合でそれをやめた。ですから、役場としては、今までどおりの方法で枚数を送っていたということであり、ところが、やめたということをつからなかったものから、その人数分を今までどおり送ったという自治会と役場との手違いといひましようか、そういうことをございますので。ですから、いろいろな方法が自治会によってはあるかと、そのように思ひます。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 町内の各施設に置かせていただいている広報誌の中に折り込むもの、場所によっては議員ご指摘のとおり、統一されない部分があったようでございます。これについては検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 やはりそういった折り込みも含めて広報誌だと思いますので、例えば郵送されている方で、もしそういった折り込みなども入っていないという場合などがあるのであれば、そういったことも含めて、それも全部含めて広報誌ということで取り扱いをお願いしたいと思います。これはよろしく願いをいたします。

次に、3件目のほうに移ります。空き家対策についてですけれども、私、平成27年6月議会のときに、同様な質問をさせていただいたのですね。そのときに、法が整備されたら、空き家対策特別措置法だと思うのですけれども、その法に基づいて手続が行われるように町民にも理解していただくように対応をしていきたいという答弁をいただいたのですね。法律ができた前と後というところでの違いというのですか、対応の違いというのはどんなところが違っているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） お答えします。

平成27年6月、議会において佐々木議員から、空き家対策ということで特措法が成立された。町としては、その後、住民への周知であったり、その辺に対応しますという回答をさせていただいたところでございます。

町では、27年に、1回目の町長の答弁にもございますが、全町を対象に空き家と呼ばれるもの、これはその建物が要は危険であるかどうかというのではなく、空き家という建物の調査、27年10月、11月の2カ月で、全体戸数で三百数十戸を確認しております。その際に、その空き家の確認というのは、あくまでも遠くからの目視で、あとは自治会からの情報を得ながら、もう大分前から が住んでないよということで、周りからの要は写真であるとか、その辺でこの調査は実施したところです。ですから、まずその段階で危険であるかどうか、ちょっとそこまでは調査はやっていません。空き家かどうかという調査で終わっています。

ただし、うちの建設課においては、要は技術、建築の人間もおりますので、写真上であって外壁がはがれたもの、または屋根がはがれている状況のものについては、一応所有者を確認して、文書による、要は建物を適切に管理をしてくださいという文書を発送して対応してきているという状況です。具体的に特措法ができたから厚岸町内でこうこんな動きをやっていきますよという状況ではないということです。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 空き家の数を調べただけだということですがけれども、あれですか、空き家という中で、やはり特定空き家と言われるもの、これがすごく問題なのだと思うのですよ。町内にこの特定空き家というのが、ただの空き家だったのが、だんだん特定空き家になってくるといふ老朽化ということも進んでくるのですけれども、特定空き家の件数というものはつかんでいないのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 特定空き家に認定するには、一定の基準がございまして、その基準に沿った形での現地調査はやっていません。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 やっていませんということなのですから、特措法ができてから特定空き家に対しても助言、指導、勧告、命令、行政代執行、いろいろな手続等が順番にとられることができることが、この特措法の中でも決まっていますけれども、課長の今の答弁ではそういったことは全く町としては進められていない。そういった特定空き家に対する対応も、調べただけで全く対応をされていないというように受け取れるのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） この特措法ができたことは、やっぱりこういう問題が全国的な問題であって、こういう周辺に対しても大変危険な状態なものだから、こういう法律である程度、町側で一步でも二歩でも所有者に対してそういう助言、指導、勧告、命令、最終的には行政代執行まで、そういうことでの法律の施行だと思います。

今、町では、まだその辺については、今現在は具体的な動きを現在までにやってこなかったものですから、一応その辺、この法律に沿った中で、今年度中にはそういう体制というか、その辺の体制の整備を今は検討していくという状況です。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 やはり近隣に特定空き家がある住民の方というのは、本当に不安に思っていますね。年々本当に老朽化していきますから、年々崩れていくわけですよ。やはり蜂が毎年巣をつくって、すごく危ない目に遭ったりだとか、あるいは最初は玄関の戸がちょっと外れていたのが、完全に倒れていて、誰でも入ってくださいというような状況になっている特定空き家というのも見受けられますよ。本当にとっても危険な状況、景観も損ねる状況となっていると思います。

こういった危険防止、景観を損なわない、そういったさまざまなことから、ぜひ特

措法に基づいて町でも進めていただきたい。いくということですが、ぜひ進めていっていただきたいと再度要望しますが、どのように進めていくのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 特措法ができてから今年で3年ですか、大変遅いスピードではありますが、体制に向けた検討をしていくということでご理解願います。

また、それまでの間、そうしたらそういう危険な建物について何もしていかないのか。これについては、道路パトロールであったり、あとは町民からの電話の連絡であったり、その都度現場のほうに行って、近隣に被害を及ぼすような状況であれば、解体することはできないのですけれども、一応建物の保全という範囲の中で、町もしくは消防のほうと連携をとって対応していきたいと考えています。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 遅いスピードということなのですから、ちょっとピッチを上げて進めていただきたいと思いますので、ぜひ対応をお願いいたします。

それで、27年6月のときに、そういった住民に対して庁舎内に相談窓口が設置できないかということも私はお伺いしたのですが、そのときにこれは空き家対策庁内連絡会議ですか、協議会の中で検討をしていきますと答弁をいただいたのですね。これは検討などはされているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 空き家等対策推進打ち合わせ会議の、これについては庁舎内の会議でございますが、これについては窓口については建設課ということで、きちっと具体的には明示したものではありませんが、建設課のほうでということ取り決めをしております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 せっかく庁内にこういった対策協議会ですか、会議もあるわけですから、本当にゆっくりでは遅いと思うのですよ。やっぱりピッチを上げていただいて、ぜひ早急に対応するところは対応しなければいけない特定空き家もあると私自身は認識していますので、ぜひそういった対応も含めて、もう少し素早い対応をぜひお願いをしたいということで再度要望をいたしますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 前回の町全体での調査の結果、400件近い空き家が確認されたと

ということでもありますので、これら1件1件その危険性であるとか、防災上、防犯上の問題点、それぞれ個々に違うかと思えます。そこまでのまだ区分はされていない、していないということなので、これをもし早急に空き家対策について取り組むということになると、部署を一つ設ける必要があるだろうと現在は考えております。

しかも、この特措法が、新たな法律ができたからといって、それに対する財源措置というものは、計画をつくって、さらにそれを公共施設にといった場合にのみにしか国からの補助は出ないというような、一方で地方に押しつけている部分もありますので、いずれにしても、本来であれば持ち主の方、さらにはそれを継承された方が、きちっとした形で管理していくということが本来の姿なのだろうと思えますけれども、これが定期的に持ち主の方々にも、これはご質問者からの質問以降も行ってきているところであり

ます。

これ以上さらに進めるとなれば、先ほど最初に申し上げたとおり、一つ部署を設けて、さらには専門的に行わなければならないだろうと考えておりますので、まずは今現在、防災上、防犯上で問題のある部分については、建設課のみならず、そこには当然防災の問題、さらには防火の問題もございますので、総務課さらには消防、これら三者の中で協議をしながら、また、合同でその対応に当たっているということでございますので、まずはもう少しお時間をいただきたいなと思えます。

●議長（佐藤議員） 以上で、佐々木亮子議員の一般質問を終わります。

午後の休憩に入ります。再開は3時30分からといたします。

午後2時59分休憩

午後3時30分再開

●議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

6番、室崎議員の一般質問を行います。

6番、室崎議員。

●室崎議員 さきに通告いたしました一般質問通告書により質問させていただきます。

1点目は、太田農村公園の池についてであります。

太田農村公園の池の現状と今後に向けての取り組みについてご説明いただきたい。

2問目は、はしかの流行と対策です。

はしかの流行が危惧されているが、その問題点と町の行う対策についてご説明をいただきたいということでもあります。

よろしく願いいたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 6番、室崎議員の質問にお答えいたします。

1点目の太田農村公園の池の現状と今後に向けての取り組みについてであります。太田農村公園内の池は、建設時からこの位置に自然の池があり、大雨時や地下水の調整的な役割があったものと想定され、池があふれたりかれたりすることはなく、常時水がありました。

建設当時は、憩いの場、心休まる場として整備し、冬は学校のスケートリンク場として、宮園公園スケートリンク場が整備されるまで利用されてきましたが、利用状況の変化などにより、池にいろいろな植物が生い茂り、水が汚れ、臭いが発生するなどの苦情が、パークゴルフ利用者や地元自治会から出始めました。

平成21年度に太田自治会から埋め立ての要望が出され、また、平成21年9月の厚生文教常任委員会において、池の今後について、埋め立てやビオトープなど、自治会、専門家、建設課などの組織や協議会により検討してはどの意見が出されました。

平成24年には、太田自治会から太田公園内池に関する要望書が出され、その中で、平成21年度の太田中1学年に在学した生徒が総合的な学習「太田農村公園内の池をきれいにするには」の中で、現地調査、地域住民などを対象にしたアンケート調査、さらには池の利用方法をまとめた提案書の提出など、池に対しての要望は毎年出されておりましたが、協議も進まない状況でありました。

平成25年6月、植物の専門家である北海道教育大学釧路校講師の先生による植物等の調査を行ったところ、希少種が確認され、このような近くで観察できる場所はなかなかなく、全面的な埋め立てはもったいないとの意見があり、その後、7月にも追加調査を行い、4種の絶滅のおそれがある植物も確認され、さらにタニシ、ヘイケボタルも確認され、水もとてもきれいな状態である旨の説明がありました。

前回調査から既に5年経過し、水位も当時と比べ低下しており、生態系が変化している可能性もあることから、今月から来月にかけて、専門家のご協力をいただき植物調査を行う予定となっております。現状を把握した上で、教育委員会や自治会、関係機関等と協議を進め、そのあり方について検討してまいります。

次に、2点目のはしかの流行と対策について。はしかの流行が危惧されているが、その問題点と町の行う対策についてであります。はしかは、正式な疾患名としては麻疹といい、麻疹ウイルスによって引き起こされる感染力が非常に強い急性の感染症です。症状は発熱やせき、鼻水といった風邪のような症状や発疹があらわれ、中耳炎や肺炎、脳炎を合併しやすい特徴があり、予防方法としては予防接種が有効とされております。

ことし3月以降、海外からの輸入症例を契機として、沖縄県をはじめとして国内において感染者が発生している現状にありますが、現時点においては北海道での発生の情報はありません。

問題点についてのお尋ねですが、まず1点目の問題点としては、北海道においても麻疹が流行する可能性があることとあります。

今回の国内での麻疹の流行は、台湾からの旅行客が発端であり、当該旅行客は来日前にタイに滞在していたことから、麻疹の流行地であるタイにおいて感染したのではないかと推測されており、このように、国内外を問わず航空機などで自由に往来できる現状においては、北海道への感染拡大の可能性も十分にあると考えているところであります。

2点目の問題点は、現在20歳代後半から40歳代を中心に、麻疹に対する抗体が不十分

な年代が存在することです。

予防接種法に基づく麻疹の対策は、1978年に1歳以上6歳未満を対象とする麻疹ワクチンの1回接種から開始され、2006年に麻疹と風疹の混合ワクチンを使用した1歳児及び就学前1年間の2回接種という現在の制度になっております。2007年には、当時の10歳から20歳代を中心に麻疹が流行し、これを契機に2008年から2012年の5年間限定で、1回しか接種機会のなかった児童に対する2回目の接種が実施され、その後、2015年3月には、世界保健機関から日本が麻疹排除状態との認定を受けております。

しかし、麻疹の予防接種制度の変遷上、現在20歳代後半から40歳代には、予防接種法に基づく定期的予防接種の機会が全くないか、または1回しかなかったことが、抗体が不十分な年代が存在する大きな要因であり、教育や医療、介護、保育等に携わるこの年代などの職員が麻疹に感染することにより、重症化しやすい幼児、児童、体力の弱い者などに感染が拡大することが危惧されているものであります。

これらの問題への町の対策についてであります。一つとしては、教育や医療などの職種が勤務する事業所への周知があります。今般、国からの通知に基づき、麻疹の罹患歴がない、かつ、麻疹の予防接種を必要回数である2回受けていない、これらの職員に対し、予防接種を検討するようとの周知を厚岸町感染症情報共有実施要領に基づく関係機関に対して行ったところであります。

二つ目の対策は、町のホームページ及び告知情報端末による町民全体に対する周知であります。町のホームページには、麻疹の流行の現状や症状、予防方法など麻疹全般に係る一般的な内容を掲載したところであり、告知情報端末では、特に麻疹の罹患歴がない、かつ、麻疹の予防接種を必要回数である2回受けていない人は保健福祉課へ相談するよう呼びかけを行っております。

三つ目の対策は、予防接種法に基づく麻疹の定期的予防接種対象者への接種勧奨であります。定期的予防接種対象者は、1歳児及び小学校就学前の1年間にある幼児が対象であり、これらの保護者に対し、事前の備えとして、早期に接種するように個別に郵送で勧奨を行ったところであります。

今後も、国や北海道からの情報を踏まえて、町民の皆さんへの情報提供及び予防についての啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 まず、1問目の太田農村公園の池から聞いていきます。

今話を聞いていまして、今年は何年だったかなと今考えていたのですね。間違いがなければ平成30年ですよ。この話が出たのは平成21年、その後にも何回か議会では言っているはずですよ。地元からもいろいろな話が出ていたというのは分かりましたけれども、一番このごろでは平成25年に専門家による調査が行われたわけですね。そして、水もきれいだし、それから絶滅危惧種というのですか、そういうものが4種類もある。希少種も生えているところである。動物では、タニシやヘイケボタルも確認されている。こういう調査が出ているのですね。それが平成25年なのですよ。ことしは30年な

のですよ。

いろいろな場面で非常にスピーディーに的確に施策を進めていく厚岸町が、何でこの問題だけ放置してあるのか、実に不思議なのですね。何があったのですか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 平成21年9月、厚生文教常任委員会からの提言、これから約10年、その際に埋め立て、ビオトープ等も含めた中で、その方向性について地域の方と話し合いを持ちたいという回答をしたところであります。私ども、その時点で関係機関、教育委員会もしくは関係団体と打ち合わせるのが筋でありましたが、建設課内で何とかしようとする考えがあったものですから、それ以上前に進まない状態であったのかなと。一番大きいのは、せっかく25年に実際に現地調査をやって、実際にあるものが分かったのにもかかわらず、その時点においても関係機関と協議をしていなかった。

何があったのか。これは建設課内のほうで何とかしようとする考えだったと思って、今現在反省しているところであります。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 これ以上は言いませんけれども、本当に不思議ですね。ほかのことだったら実にスピーディーに的確に行っているのに、このことだけが放置されていたというのが不思議なのですよ。

それから、教育委員会にもお尋ねしますけれども、これは議会でもそういう話が出ているわけですよね。そのときには、ですから建設課のほうから何も言ってこないときには、教育委員会というのは自分のほうから働きかけては駄目なのだというような組織内における暗黙の了解事項でもあるのですか。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 今の質問にお答えいたします。

平成25年の調査、2回やられたということでございますが、この調査結果については、建設課長から言われたとおり、協議する場所が設けられなかったということで、その時点では調査結果は分からなかったと思ってございます。逆に言えば、その時点でこちらから何かのアクションをするということも必要かなと思ってはいますが、それについても行っていないというのが現状でございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 それと、ちょっと古くなり過ぎるのですが、21年のときに太田中学校の1学年で、太田農村公園内の池をきれいにするにはということで現地調査を行って、発表をやっているわけでしょう。そういうものは、教育委員会としては学校のやることで、教

育委員会全体としては特に取り上げるまでもないというような扱いになっていたのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 当時の詳しい状況がつかめていないというのが実情でございますが、恐らくこれは子供たちが調査した、それを自治会の要望の中に組み込まれて、自治会要望として上がっているという、そういう押さえをしていたのだろうと推測しているところでございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 環境教育という言葉は非常にあちらこちらでたくさん聞くのですけれども、これは総合学習でもって太田中学校の生徒たちがやっているのですよね。こういうものは、やっぱり今日でもそういう地元自治会の要望事項なんかに入る程度のもので、積極的に教育委員会からそれを拾い上げて何かをしようというようなことは、現在もないと、平成21年も今日もそういう体制なのだと理解すればよろしいのですか。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 21年当時と現在を比べたときに、このような状況が起こった場合、現在の学校教育に課せられたさまざまな課題を考えたときに、21年当時に比べれば、現在は地域のさまざまな教育環境を積極的に教育に生かしていく、あるいは地域の人材も含め、地域の関係機関との連携も含め、そういったものを今後学校教育の中に積極的に取り入れていくというのが、今現在の学校教育における大きな課題となっておりますので、21年当時と現在を比較させていただくと、現在は学校の中でそういう学習活動があった中で教育委員会がそれを看過するということは、ちょっと考えられないかなというふうに考えております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 10年後に同じような質問が議会で出たときに、もちろん私はそのころはこの世にいないでしょうけれども、同じような答弁が出ないように、教育委員会としてはきちんとやっていただきたいと、そのようにお願いします。

その上で本論のほうに戻りますが、平成25年に調査をして、それから随分時間がたってしまったので、現況もすっかり変わっているだろうというお話ですね。時の流れは速いものであるということでしょう。それでもう一度調査するというお話ですね。町長の答弁では、調査した結果を見なければ、何をやるかなどということは何も言えないとも読めるのだが、そうですか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 考え方としては、改めて調査を行って、実際にどういうものがある、ある、これを確認した、その情報を共有した上で各関係機関と協議をしたほうがいいのではないかと回答です。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 教育委員会にもお聞きしますが、5年たってもやはりこういう希少植物や動物の生態系が保持されているとしたら、教育委員会としてはどのようなことをしようと思えますか。

●議長（佐藤議員） 指導室長。

●教委指導室長（山田室長） 学校のほうとしての状況についてお話をさせていただきます。

太田農村公園の池について、直近の太田小学校並びに太田中学校に確認をさせていただきました。現時点、今の環境の状況において教材として利用する、いわゆるビオトープとしての認識はしていないというような回答を得ております。

ただ、こういうようなことも伺っております。あの農村公園の池、さらにそこに生息している動植物、これらを地域素材として利用はしていきたい。ただし、今の現状の池であれば、安全性を確認できないので、その部分が何とかなればというお話を伺っております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 非常に回りくどい話をしているのだけれども、教育というのは学校教育だけではないですよ。社会教育も教育ですよ。教育の場面でどういうふうに使っていくのかというのは、全部を含めて教育委員会ですよ。管理課長もいるし、生涯学習課長もいるのだから、体育振興課長だっているのだから、これ全部でしょう。そうすると、やはりどういうふうに使えるかということは、その全体で考えてほしいのですよ。

それから、安全性確保云々というのは、それはそのとおりです。それについては、周りに柵を回すとか、いろいろなやり方があるでしょう。そういうことについて、これが問題になって、今私がこういうことを言っているときにも、学校としては使う気はありませんよという話で終わりなのですか。どうも積極性がないのだよね。

建設課としても、それから教育委員会としては、その調査に建設課と相乗りしようというようなこともないのですか。いろいろなやり方があるでしょう。だから、それが実現するかどうかは、いろいろな話もあるでしょうけれども、こうこうこういうようなことでもってやってみたいというようなものはないのかということです。

それから、これは両方に言うことなのだけれども、そういうものが分かったからといっ

て、池の中にじゃぼじゃぼ入ってそれをとれなんて私は言っていないわけですし、そうすると、例えば一目でもってこういう希少な植物があるのだなということが分かるような看板を立てるとか、幾らでも方法はあると思うのです。

そういうようなことについて、いろんなお互いにアイデアを出して協議していこうというような話が出てくるのかなと思ったのだけれども、至って冷静沈着、また5年か10年かかるのかなというような話なのだけれども、もう一度答弁願います。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 積極性に欠けるというご指摘はごもっともなのかなと受けとめさせていただくしかないのかなと思っています。

教育委員会としては、あその場所が太田農村公園という地域の人たちにとっての、あるいはもっと広く言えば町民の方々にとっての憩いの場所であるということで、その整備あるいは研究等については、教育委員会が所管することではないのかなという、そういう言ってみれば消極的な意識でしかなかったというのは、認めざるを得ないのかなと思っておりますし、今後に向けては、現在、希少価値のある動植物がいるのかいないのかというのは調査をしてみなければ分かりませんが、その結果によっては今までの轍を踏まないで、何とか教育的な価値を見出して、何らかの動きをしていかなければならないだろうと考えております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 それで、建設課にもお願いするのですが、話が通じましたので、建設課としても積極的に教育委員会と手を携えて、それは所管は建設課でしょうから、ただ、例えば動植物やなんかのいろいろな教育としての扱いということになれば、これはプロは教育委員会ですから、そういうようなお互いの知恵を出し合って進めるということを積極的に進めていただきたい。いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 3月、第1回定例会においても同様の質問が出されました。今年度中に、まずは改めて調査を行い、教育委員会、各関係課、関係団体と協議を進めると。今までの状態にならないように、積極的に対応をしてまいりたいと考えています。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 次に、はしかについてお聞きします。

はしかという病気はどんな病気であるかというような勉強会を今やる気はありませんので、このあたりはあんまり申し上げませんが、5月30日の新聞記事ですが、沖縄の地元の記事を見ますと、6月11日に終息宣言の発表が可能であるということになったと。

最後の患者が出てから4週間ですか、患者が出ないということになれば、それをもって終息宣言をするということで、今回のはしか騒ぎは一応これをもって終息の状況に入っていると考えていいかと思うのです。ただ、これはこういう問題を考えるいいチャンスだと思うのですよ。

日本は、麻疹排除国ですよ。土着ウイルスは、もう既にはないわけです。だから、はしかというのは、我々の周りからはなくてしかるべきなのです。ところが、起きるので、これは、隣接国、周りの国々がちょうどある時期までの日本のように、はしかというのが当たり前の状況なのですね。去年の発生を見ても、タイ・マレーシアは2,000人、中国は5,000人、インドは5万人以上の方が罹患していると言われています。

今は非常に人的交流が迅速にしかも多量に行われていますから、そういう病気を持った人が入ってくるわけですよ。ところが、はしかというのは空気感染で、感染力はインフルエンザの10倍と言われていますよね。すれ違っただけでも罹患する場合があります。そういう状態ですし、それから最初の1週間から10日ぐらいというのは潜伏期があって、それから二、三日が初期症状になるらしいのですが、そのあたりまでのところはお医者さんにかかっても、風邪だろうということで、はしかだという診断はほとんどできないと言われていますね。

そういう状態ですから、水際作戦というのは意味がないわけですよ。空港だとかそういうところでチェックといってもね。そうすると、結局ははしかが入ってきたときに我々がかからないようにする、そういう体制をつくっておかなければならないということだと思うのです。はしかが発生してから、ああしましょう、こうしましょうと言ったって、間に合わないわけですよ。

しかも、羽田だとか、成田だとか、関空だとかというような大きな空港があるところだけが問題ではないのです。現に釧路だって、中標津だって、不定期便だけれども、今は外国人観光客が直接入ってくる時代でしょう。そういう人の中にこういう病気を持っている人がいないという保証はないわけですね。そうすると、常に、例えば厚岸でぼんとはしかが出てくるということを考えておかなければならない。

そういう意味において、今回の町長の答弁は甚だ不満であります。道なり国が何か言ってきたら、その情報を伝えましょう。それに終始していますね。

まず、お聞きしますが、釧路市は麻疹患者発生時の対応マニュアルというのをつくっています。厚岸町にありますか。

- 議長（佐藤議員） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（阿部課長） 麻疹に関しての対応マニュアルはございません。
- 議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。
- 室崎議員 ぼんと1人、はしかにかかっている人が町の中にいましたということになったら、どれだけの人に感染しているか分からないですよ。そういうときにどうするのですか。マニュアルも何もないわけですね。それでも非常に練達な皆さんですから、全く

動じないで、ぱぱぱっと手を打てるのですから、全く問題はありませんということですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 実際に入ってきたときの対応ということにつきましては、今の段階ではマニュアルもつくっておりませんし、具体的にどういう対応ができるのかというところまでの検討まではしておりませんでした。

ただ、やはり町民に対して継続的に周知が必要だということの認識は、今回改めてさせていただきます。町立病院の院長先生の勉強会にも出席させていただきました。その対応の大変さというものも、その中で勉強させていただいております。

そういう中で、今回につきましては、私どもの部分でホームページにそういうはしかの情報というのは載せておりませんでしたけれども、札幌市等の状況なんかも調べさせていただいて、町民に対しての周知は継続的にすべきだなというようなことでの取り組みはさせていただきました。今後、引き続き勉強していきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 それで、担当課長がおっしゃったのは、まさにそのとおりだと思うのですよ。病気を知らなければ、対応のしようがないのですよね。パニックになってしまったら、またおかしくなるし、知らないで大慌てするというと、不必要な対策ばかりとってしまうおそれもある。それは個人レベルでもですよ。

それで、今言いました釧路市は、平常時の対応と発生時の対応に分けて、20項目ぐらいずっとつくっています。すぐ隣の町ですから、こういうようなものを参考になさったらいかがかと思いますよ。それは、専門家の目から見れば、いやいやここが抜けているなんていうのはあるのかもしれないけれども、少なくとも私が見たところ、ああなるほどなと思いました。

それで、病気を知ることからいいますと、今回の台湾の人がシンガポールだったかどこかにいて、そこから沖縄に入ってきたのですね。台湾は、いわゆる麻疹排除国なのですよね。そういうどこかほかのところにおいて、そこで菌をもらってしまっただけで入ってきた。その入ってくる飛行機の中で、今は何というのですか、昔はスチュワーデスといったけれども、乗務員ですね。その人がうつってしまっているのですよ。ところが、今度、その人は、報道によると、その後、熱が出て多少の発疹が出て勤務していたのですね。そういうふうに報道されています。ということは、恐らく私にはしかだから、ほかの人にうつっても構わないなんて思ってやっていないですよ。分からないのです。

日本は非常にありがたいことに麻疹排除国になっていますから、周りにはしかを見たことがないのですよ。私らの年代だと、はしかのようなという言葉はいろいろなところに使われました。そのぐらいありふれた病気でした。小学校に上がったらずばはしかにかかる、それが常識でしたね。ところが、今ははしかがないですから、いわゆる初期でお医者さんも診断できないというところを別にしても、はしかだって分からないわけで

す。

そういう状況ですから、みんながはしかというものがあって、それは恐ろしくて、これは死ぬ人がいますからね。それから、脳症になる場合もありますから、非常におっかないのですよね。そういうものをちゃんと知らなければならない。何か報道によると、若いお医者さんなんかは、はしかを診れないのではないかということをする専門家までいるそうです。厚岸では、そんなことは絶対ないと思いますけれどもね。

それで、いわゆる啓蒙・啓発というのですか、これは非常に大事です。今、答弁であったのは、一般町民に対する啓蒙・啓発です。私は、その前に、その人がかかっていると大変なことになるような職業にある人たちが、はしかというものをちゃんと知っていることと、もう一つは、これは予防はワクチンしかないのですよね。はしかの特効薬ってないんですよ。ですから、ワクチンは実績もありますので、何とかがんのようなことは出てこないと思いますので、とにかく2回やって、抗体をきちんとつけて、自分が保菌者にならないようにしてほしい。

そのためには、例えば福岡市がやっているのを見ますと、保育士に全員、年代によって1回しかワクチンを受けていないと、免疫力が下がって効果がなくなってくる年代があるわけですよ。ある時期まで1回しかやっていませんでしたからね。41歳までかな、どっかに書いていたのを忘れたな。それで、その年代の保育士さんなんかいて、ワクチン2回投与をしていなければ全部打ってもらうということをしすぐやりましたね。しかも、福岡市の場合が報道で大きく言われたのは、保育士さんの自己負担でやらなくてもいいように、雇い主とそれから市が半分ずつ出し合ってワクチンを打ってもらっているということをやっていますね。

沖縄県は、今回70人から感染者が出ましたから、それで乳幼児ですね、1歳未満、半年以降かな、そこところが非常に体力がなくて、生まれたときの免疫力もなくなっていますから、非常に危ないのですね。それで、6カ月未満の子供にはワクチンは打てないわけですよ。体力がなさ過ぎて、ワクチンによって、かえって体を壊してしまいますから。そういうところに打ってくださいと、その費用は沖縄県が出しましょうというのをやっていますね。6カ月から1歳未満の乳児へのワクチン接種を公費で行う方針を出しています。

こうやって、要するにははしかが入ってきても最小限に抑えるための体制をつくっているわけですね。そういうことも厚岸町でも必要でないのかと思うのですが、そのあたりはどのようなお考えでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） おっしゃられるとおり、重症化をする可能性のある子供、それから体の弱い方といいますか、そういう方の施設関係の人がもしうつった場合には、本当にそういう人たちに一気に広がってしまっても大変な状況になるというのは、おっしゃられるとおりの内容だと思います。

それにつきましては、町長の答弁にもありますけれども、国の通知もありまして、保育施設、それから教育施設、それから医療関係の施設等に対しての周知をしてください

ということがございました。それについては、やはり1回しかワクチン接種をやっていない、もしくは未接種の人については、ワクチンの接種を検討してくださいという内容でございますけれども、そういう今回沖縄県で始まったはしかの発生について、そういう注意を促す内容がございました。

それを私どものところでは、学校、保育所、それから各介護保険の事業所と連絡会議のようなものを持っておりまして、今もインフルエンザの情報なんかにつきましては常に情報発信をしております。そういう機関に対して、その内容については情報を発信をさせていただいております。

ただ、後段におっしゃいました費用の負担というようなところまでは、考えていないという状況でございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 それで、ワクチンの話に入りますね。ワクチン接種が必要だと担当課長がおっしゃったのだけれども、28歳から41歳というところがいわば穴になっているのですよ。27歳以降は2回接種の時代に入ったわけですね。だから、接種していない人は別だけれども、大多数の人は抗体を持っている。それから今度、41歳から上、42歳以上の人は、ワクチンというものを法的にやっていなかったから、はしかというのはさっきも言ったようにごくありふれた病気で、みんなかかっているわけですね。非常に多くの人がかかっている。それで、一遍かかっちゃうと抗体を持つわけですから、これもいい。

ところが、1回しかワクチンをやらなかった世代、28から41というところは十分な抗体を持っていない。大体、統計を見ますと、5年に一遍か4年に一遍か、そのぐらいずつはしかが集団発生しているのですよ。みんな外国から来たやつですね。そのときにかかる多くの人たちは、ちょうど社会活動もあって、28歳から41歳までの年代が多いのですね。だから、そこの人たちには、もう一回ワクチンを打ってくださいという情報提供をする、これが非常に大事です。

同時に、そういう世代の人が、例えば乳幼児と日常的に接する職業だとか、早く言うと厚岸町立保育所の保育士さんなんかは、そういう人たちには全部抗体を持つような手配をしていますか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） そういう確認はしておりません。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 一般市民のやっていない人に打ってくださいと言うよりも、まず自分から始めたらどうですか。もし、そういう人が十分な抗体を持っていなくて、たまたま不運にはしかにかかると、子供たちに、抗体が十分できていなかった子供がいれば、みんなうつしてしまうのですよ。これは非常に恐ろしいですよ。

今、日本中で生まれる子供が全部はしかにかかったとすると、1,000人を超える子供が死ぬそうです。はしかの死亡率というのはその程度だそうです。だから、結構おっかない病気なのですよね。だから、そういうところから抑えていかなければならないでしょう。これはちゃんとやっていただきたい。

その上で申し上げるが、麻疹風疹混合というのは、これはMRとかというやつですか、1歳における予防注射の費用が、これはある自治体のなので厚岸も一緒かどうか分からないのだけれども、1万円となっていますね。厚岸は幾らなのでしょう。

それから、ネット上で拾ったのですが、これはいわゆる自治体の出す問診票を持参すると無料になりますとなっていますが、厚岸町ではどうなのでしょう。

それから、麻疹だけだと5,000円となっていますね。これについても、そういう特例があるのかどうか。

それから、一般予防接種でも、これは小児予防接種のほうですが、一般予防接種のほうでは全くそういう特例がなく、麻疹と風疹というのは1万円となっていますが、これは同じなのでしょう。そのあたりの費用について教えていただきたい。

●議長（佐藤議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 費用についてのお尋ねですので、これは町立病院が行っている場合に限ってということで、お答えさせていただきたいと思います。

これは予防接種ですので、全額自費負担ということになります。

まず、MRワクチン、麻疹と風疹が入っているほうですね。これは6歳未満ですと1万650円、6歳以上ですと9,840円、1回当たりになります。これは、6歳以上の部分については大人も同じということになります。

麻疹ワクチンだけ単体の料金という話、単体のワクチンで申し上げますと、6歳未満の方は7,090円、6歳以上でありますと6,280円という形で、これは予防接種料金として町立病院内で取り決めた金額でございます。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 負担の関係でございますけれども、定期予防接種、いわゆる法律で決められた予防接種は、1歳の子供さんと、それから就学前の5歳の子供さんが、1歳で1回、5歳で1回、2回打つということになります。その部分については、公費負担をしております。それ以外は負担はしておりません。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 そうすると、いわゆる児童、小児ということかな、の予防接種に関しては、きちんと手続するというと公費負担でやってもらえる。ただし、今言った28歳から41歳までの人については、もう一回打ってくださいねという部分については、全く費用についての救済はないと。1万円ぐらい見なければならぬ、大ざっぱに言ってね。

それで、どうでしょうか。情報提供をすると、どんどんとワクチンをみんなが打つとお考えですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 沖縄県で発生をしてから、やはり旅行をするというような方があみかのほうにも、こういう旅行をするのだけれどもというようなことでの相談をされた方もいらっしゃいます。そういう部分でいきますと、やはり今は茨城県のあたりまでしか出ておりませんので、こちらまでは来ていないと。ただ、北海道にそういった方が出たというような状況になったときには、やっぱりワクチン接種と考える方は多くなるのではないかなと思っております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 それは、ワクチンの費用には関係ないと。近づいてくればやるし、沖縄あたりでとまっているのだったら誰もやらないと。それは費用には全く関係のない話だという意味ですね。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 心配される方は、費用のこともありますがけれども、費用がかかってもやるという方はいらっしゃるのかなとは思いますがけれども、費用の問題でためらうという方も出てくるかなというのは、実際に1万円ぐらにかかるとい部分ではあるのかなと、そういうこともあるのかなとは思いますが。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 どうしてそんなことを聞くかということ、町としてなるべく多くの人に防御態勢をとってもらいたいという観点からいったときにどうなるかという意味なのですよ。それは神経質の人もいれば、おおらかな人もいるでしょう。人それぞれですと言って終わるような問題ではないでしょう、これは。

しかも、罹患した人は、非常に多くの人に素早く伝染させてしまうおそれのある病気なのです。ばあっと広がっていくことを、何だか英語で何とかって言うそうですが、そういうようなおそれのある病気に対して、どう体制をつくるかという話を聞いているのですよ。そのときに国や道から流れてくる情報を提供しておきます、協議会でもってこんな話がありますよということをおきます、それだけでは済まないのではないかということをおっしゃっているのですよ。

今のお話をずっと聞いていますと、マニュアルはない、唯一の予防手段であるワクチンについては一般的な話しかない、はしかは大変ですから十分理解してください、それでは町としての防御態勢が全然ないというのと同じではないですか。

これは、今ここでもって、こうします、ああしますという答弁ができないのは分かっているけれども、これはやはり早急に本気で検討してください。何となれば、町の一番大きな仕事は、町民の命を守ることですよ。それを抜きにして何もありませんよ。よろしくお願ひしたい。いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 予防につきましてはワクチン接種しかないというような部分でいきますと、ワクチン接種を進めなければいけないというのは、そのとおりだと思います。

一方で、ワクチンが基本的に日本全体で定期の予防接種、いわゆる先ほど言いました、1歳と5歳の子供さんに打つ定期の予防接種に見合う分の生産しかしていないという状況もあります。そういう部分でいくと、ワクチンを定期予防接種以外の部分でどんどん接種ができるかという部分では、そういう問題も一方でございまして、そういう問題も含めて検討する必要があると思います。そういう部分で、それらも含めて検討をしたいなと思います。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 今非常に重要な発言があった。厚生労働省のホームページでは、単体ワクチンは確かに少ないけれども、MR、麻疹とそれから何といいましたか、三日はしかですか、風疹、混合ワクチンは十分足りていると出していますよ。ところが、あなたのほうは、いやいや定期のそれができなくなってしまうから、今そんなことを言われたってやるわけにいかないのだという発言をしたのだけれども、これは厚労省と違う見解を厚岸町は持っているということですね。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 私どもが得ている情報では、厚労省の部分では日本全体でそういうワクチンというのは、MRワクチンについては足りているというふうには、そういう情報は得ております。

ただ、実際に私ども定期の予防接種の部分では、委託先は町立病院と田中医院でございます。町立病院と田中医院に確認をしている部分でいきますと、今までも毎年やっている定期の予防接種の部分については何とか確保はしているけれども、それ以上の部分についての確保の部分というのは、今すぐ用意ができるというような状況ではないとは聞いておりますので、そういった部分ではもう少しそういった状況も確認しながら検討する必要があると考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 時間がないから簡単に言いますが、そうすると、対応マニュアルをつくろうが何しようが、ワクチンを打とうとすると、ワクチンはないよということになる。定期接種だけでいっぱいいっぱいだというのが厚岸町の現状だと、手のつけようがないのだと、そういうことですね。町立病院もそれでいいのですね。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） ちょっと時間をかしてください。確認いたします。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午後 4 時31分休憩

午後 4 時31分再開

●議長（佐藤議員） 再開します。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 厚労省、それから保健所からも受ける情報では、全体的にはとは受けておりますけれども、実際に町立病院、それから田中医院のほうに確認をしている状況では、なかなか定期の予防接種以外の部分では確保することが難しいという状況を聞いているという状況でございます。

●議長（佐藤議員） よろしいですね。
以上で、室崎議員の一般質問を終わります。
休憩します。

午後 4 時32分休憩

午後 4 時32分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、10番、杉田議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

10番、杉田議員の一般質問を行います。

●杉田議員 はじめに、1、手話条例の制定等についてでございますが、(1)、近年、手話条例を制定する自治体が増えておりますが、はじめに条例の意義をどのように認識しているか。イとして、手話条例を制定することによって、具体的にどのような効果・影響

があると思うか。ウといたしまして、手話条例の制定は、当町の福祉政策における姿勢を示すものであり、制定に向けて検討するべきではないか。

(2)、手話や点字は、言語あるいは文字として認識され始めており、障害者のみならず健全者への認知・普及こそが重要であると思うが、生涯学習の観点からもその促進を図るべきではないか。

次に、大きな二つ目でございます文化芸術活動への対応について。

(1)、町内には文化協会に所属する団体をはじめ、個人・団体を問わず多くの文化芸術活動がされ、各方面で活躍している。これらの活動に対する町の支援はどのようになっているのか。

次に(2)、特に低年齢期から多くの文化芸術に触れることは、情操教育上も有効であると思うが、学校教育や生涯学習の一環として、町内の文化芸術活動を取り入れ、より身近に文化芸術に触れる機会を設けることはできないか。

大きな三つ目、奨学金制度の拡充についてでございます。

(1)、介護職従事者の不足が全国的にも懸念されております。人材不足の原因はさまざまに考えられますが、奨学金制度の観点から、返還の優遇を図ることなどによって、人材確保の一助となるよう検討する考えはないか。

以上でございます。よろしくお願いたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、杉田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の手話条例の制定等について、近年、手話条例を制定する自治体が増えていることについてのうち、手話条例の意義をどのように認識しているのかについてでございますが、現在、道内では、北海道が今年3月に、北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例を制定したほか、18の自治体で手話条例が制定されております。

手話は、特定の意味や概念等を手指、表情などにより表現する独自体系を持つ言語であり、障害者基本法や障害者の権利に関する条約において、手話は言語と明確に位置づけられております。しかし、日本語とは違った体系を持つ言語であることが知られていない、手話を習得する機会が少ないなど、手話を言語として使用しやすい環境は十分に整っていない状況にあります。このため、手話が言語として尊重されることや、聴覚障害者が自由に意思や感情を手話により表現できる社会の実現に向け、手話が言語であるとの認識の普及、手話を習得する機会の確保などに関する施策を総合的に推進するため、各自治体で条例が制定されているものと認識しております。

次に、手話条例を制定することによって、具体的にどのような効果や影響があるかについてでございますが、手話が言語であるとの認識の普及に関する取り組みや聴覚障害者やその家族、町民の皆さんが手話を習得する機会の確保に関する取り組みを進めることは、障害者に対する理解や手話への理解が深まり、手話を使用する環境が整うほか、聴覚障害者には、意思疎通のための手段について選択の機会が確保され、自由な表現や情報の取得または利用の機会が拡大されるなど、手話を使いやすい社会の実現に資するものと考えております。

次に、手話条例の制定は、当町の福祉政策における姿勢を示すものであり、制定に向けて検討すべきではないかについてであります。現在、町には、手話によるコミュニケーションが可能な聴覚障害者の情報はなく、手話を活用する当事者がいない現段階においては、町独自の手話条例制定の考えはありません。

しかし、昨年も開催されております厚岸町障害者（児）ふれあいフェスティバルこう福祉21においては、町のコミュニケーション支援事業を利用し、手話通訳者を配置しているほか、町内の保育所児童や北海道難病連厚岸・浜中支部の会員、フェスティバル実行委員会役員、町職員による手話の歌の披露や、釧路聴覚障害者協会の参加による手話での寸劇の披露、手話教室の開催など、町民の皆さんが手話に触れる機会が提供されております。

こうした取り組みを継続することにより、まずは町民意識の醸成を図り、さらには北海道が制定した北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例を踏まえて、北海道や関係団体と協力し、手話が言語であるとの認識の普及や手話を習得する機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、手話条例の制定等についての二つ目、及び2点目の文化芸術活動への対応について、3点目の奨学金制度の拡充については、教育長から答弁がございます。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 続いて、私からは、2点目の手話や点字は言語あるいは文字として認識され始めており、障害者のみならず健常者への認知・普及こそが重要であると考えているが、生涯学習の観点からもその促進を図るべきではないかについてお答えいたします。

ご質問にあります生涯学習の観点からもその促進を図るべきではないかにつきまして、現在、生涯学習としての手話や点字の活動を行っている団体はなく、促進は図られておりませんでした。しかし、教育委員会としましては、生涯学習の理念であります、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指すことを目的とし、障害のある人もない人も、誰もが当たり前に通わせ理解し合い、共通の言語を基礎とした十分なコミュニケーションを図るための学習が必要であると考えております。

今後につきましては、町民の皆さんが身近に手話や点字に触れ、興味を持っていただくため、簡単な挨拶や自己紹介などを楽しく覚えられる初心者向けの手話講座を、町内の関係団体などと連携を図りながら開催したいと考えております。

続いて、2、文化芸術活動への対応についてお答えいたします。

1点目の、町内には文化協会に所属する団体をはじめ、個人・団体を問わず多くの文化芸術活動がされ、各方面で活躍している。これらの活動に対する町の支援はどのようになっているのかについてであります。町内で活動する文化団体及び個人に対する町の支援につきましては、文化協会、厚岸かぐら同好会及び情報館映画鑑賞推進協議会への補助金の交付、文化振興助成及び文化協会の構成団体やサークル団体に対し公民館の使用料を免除する支援があります。

文化協会への補助金は、厚岸町文化協会の文化芸術活動の振興を目的に、文化協会の行う事業に要する経費に対して交付しており、平成29年度の実績額は33万円となっております。

厚岸かぐら同好会への補助金は、町内唯一の文化財指定である民俗芸能の保護・保存について支援していくことを目的に交付しており、平成29年度の実績額は9万5,000円となっております。

情報館映画鑑賞推進協議会への補助金は、情報館で町民のためにより多くの映画鑑賞機会をつくるとともに、映画を愛好する者の親睦と交流を図ることを目的に補助金を交付しており、平成29年度の実績額は9万円となっております。

文化振興助成につきましては、町内の文化振興に寄与する活動を行う団体及び個人に対して助成を行い、もって町民の情操の涵養と本町文化の向上を図ることを目的に助成をしております。

主な助成内容ですが、全道的な規模以上の発表会などを町内で開催するとき、または町外において開催される発表会などに参加もしくは出場するとき、また、児童生徒が予選などを経て全道的な規模以上の発表会などに参加または出場するときなどとなっております。平成29年度の実績は2団体、助成額は86万4,530円となっております。

また、文化協会の構成団体やサークル団体に対する公民館使用料の免除につきましては、公共的な活動を行う町内の団体を支援することを目的とし、平成29年度の実績では、8団体が行った延べ163件の使用について支援を行っております。

次に、2点目の、特に低年齢期から多くの文化芸術に触れることは情操教育上も有効であると考え、学校教育や生涯学習の一環として、町内の文化芸術活動を取り入れ、より身近に文化芸術に触れる機会を設けることはできないかについてであります。現在、町内の小中学校が学校教育や生涯学習の一環として町内の文化芸術活動を取り入れている事例は、文化協会の構成団体である厚岸かぐら同好会が、かぐら伝承校の真龍小学校でかぐらを指導し、参観日でかぐらを披露する取り組みを行っております。

教育委員会としましても、小中学生が町内の文化芸術活動を取り入れ、より身近に文化芸術に触れることは重要と考え、昨年度から検討を始めていたところであり、昨年開催された釧路地方文化団体役職員研修会に担当職員が出席し、この取り組みを既に行っている釧路市の事例を研修してまいりました。

釧路市の具体的な取り組みとして、小学校の書道の授業に文化協会に所属する書道の団体が学校に伺い指導することや、中学校の文化祭で行う演劇の指導を演劇の団体が学校に伺い指導を行うもので、この事例報告をもとに、教育委員会としては既に文化協会と小中学校で文化芸術に触れる機会を設けることができないかの検討を行っており、今後、町の文化協会などと連携を図りながら文化芸術活動の促進に努めてまいりたいと考えております。

続いて、3、奨学金制度の拡充についてお答えいたします。

介護職従事者の不足が全国的に懸念されている。人材不足の原因はさまざま考えられるが、奨学金制度の観点から、返還の優遇を図ることなどによって、人材確保の一助となるよう検討する考えはないかについてであります。介護従事者の不足については、厚岸町が平成29年度において第7期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策

定した際に、介護保険事業者と行った意見交換において、人材の確保が非常に困難で大きな課題になっているとの意見がほとんどの事業所から出されており、さらには本年4月の各事業所の介護従事者の採用に当たっても困難な状況は続き、この状況が続けば介護従事者の負担は増加し、介護サービスの提供そのものに影響が出るものと心配されているところでもあります。

厚岸町の奨学資金制度は、高等学校以上の修学能力はあるが経済的理由で進学が困難な者に対し、奨学資金を貸与して教育を受ける機会を与えることを目的として、昭和41年度から行っており、現在まで延べ315人で約1億3,200万円の利用をいただいているところです。

この制度では、町内の医療機関に勤務する看護師または准看護師として一定の期間従事する者に対して貸付金の返還金を免除する規定を設けておりますが、介護職従事者に係る規定はありません。奨学金については、限られた資金の中で、できるだけ多くの希望者にこの制度を利用していただきたいと考えておりますので、現段階では介護職従事者の返還優遇を図る予定はありません。

なお、北海道社会福祉協議会などで実施している介護福祉士の育成・確保及び定着を支援する目的で、養成機関に在学する方を対象に貸付金の返済が免除になる制度がありますので、今後、介護職従事者を目指す方から相談があった場合は紹介していきたいと考えていますのでご理解願います。

●議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

はじめに、手話条例の件についてお尋ねさせていただきたいと思います。

今回、手話条例ということで、聴覚障害の方に限ったといいますか、聴覚障害の方を対象にした条例ではあるのですが、まず確認をさせていただきたいのですが、町内に聴覚障害の方、程度の差はあろうかと思いますが、何人ぐらいいらっしゃるというのか、障害者手帳をお持ちの方で聴覚障害の方が何人いらっしゃるかということと、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳、合わせて何人ぐらいをお持ちの方がいらっしゃるのか、教えていただければと思います。

ちょっと念のため確認させていただきたかったのですが、29年度の人数でたしか37人でしたか、40人程度聴覚障害の方がいらっしゃったと思います。また、身体障害者手帳をお持ちの方で560人前後でしたか、いらっしゃって、療育手帳ですか、療育手帳をお持ちの方が110人前後いらっしゃるかと思います。また、精神障害の方が大体50人ぐらいいらっしゃるのですか、大体概算でそんな感じだと思うのですが、念のためお願いします。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 申しわけありません。今言っていた数字でございます。資料として持ってきていたのが、聴覚障害者の方の数字だけだったものですから、ちょっと申しわけありませんでした。

37人というのは、そのとおりでございます。ただ、その37人の方でございますけれども、37人の方については、聴覚障害の方の等級の部分では1級から6級まで37人いらっしゃるのですが、1級というのはいろいろな障害が合わさってという部分になりますので、実際に聴覚障害の部分の方では、聴覚に障害を持っているという部分では2級から6級の部分でいらっしゃいます。2級、3級という重い状況の方が37名のうちの12名となっております。

●議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

全体の障害者手帳をお持ちの方を聞かせていただいたのは、手話条例が手話を覚えましょうという条例ではないと思うのですよね、理念が。一般の健常者に対して、手話ってこういうものだよ、普及させて認識をしてくださいという意味合いの理念を持った、根底にそういった理念を持った条例だと思います。そんなものですから、必ずしも手話を覚えなさい、聴覚障害の方だけを対象にして、理念としてですね。何というのでしょうか、手話条例を制定することによって、そういったノーマライゼーションの理念を普及させるということが、この手話条例の根底にあると思うのです。

何を申し上げたいかといいますと、なかなかあれだと思うのですが、先ほど障害者手帳の人数をお聞きしたのは、ざっと足して単純計算で700の方がこの町内に障害者手帳をお持ちの方がいらっしゃるということになります。ということは、9,500人前後の町に700人前後の障害者手帳をお持ちの方がいらっしゃるということで、単純計算で13人から14人に1の方が障害者手帳をお持ちの方ということなのですね。ということは、日常的に障害者手帳をお持ちの方に私たちはすれ違ったり触れ合ったりしていると思うのです。それになかなか気づかない、気づいてほしいという意味合いがあるのですけれども。

理念として、そういうことが理念にあるということによろしいでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今回、北海道で条例を制定されているのは、いわゆる手話条例という部分で、これの名称につきましては北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例ということでございます。手話を使いやすい社会の実現に資するよというということで、手話に対して使う方もそれを受ける方も手話を使いやすい社会にということが手話の条例の制定の大きな理念だと思いますので、そういう意味でいくと、聴覚障害の方と、それからほかの方というような形になるのかなとは思いますが。

一方では、もう一つつくられている条例が、北海道障害者の意思疎通の総合的な支援に関する条例というのが同時につくられておまして、これは障害の有無にかかわらず全ての道民が共生する暮らしやすい社会の実現ということで、障害者の意思疎通ができるよという部分で、いろいろな意思疎通をしやすくするというを言っている条例だと思います。そういう部分では、障害者全体と、それからそれ以外の健常者の方を

含めての意思疎通ができるような社会の実現というのは、そちらのほうの条例の理念のほうに近いのかなと思っております。

ただ、今回いただいた部分は手話ということですので、手話の方に対してのということになるかなとに考えております。

●議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

●杉田議員 よろしく申し上げます。

実際に、例えばこう福祉ですとか、チャリティービアパーティーですとか、あるいは正式にはちょっと忘れちゃったのですが、ふらっとニコニコ広場とか、実際に町の中で実行委員会を中心として進めていらっしゃると思います。町としてもそれに対して協力・支援をされていると思います。そういった活動に対しての支援も、そういった中でその理念を持って、ぜひ今後とも支援・協力いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 私ども事務局としてかかわらせていただいている部分では、こう福祉21の部分でございますけれども、こう福祉21の部分では、私どもがどうこう言う前に実行委員会の中でそういった取り組みを自ら進んでやっているという部分で、私どももできる支援の部分で頑張っていきたいなと思っております。

それから、ふらっとニコニコ広場等につきましては、社協のほうの取り組みになりますので、それが実際にどのような部分でというのは、ちょっと私がここで言うのは控えさせていただきたいなと思います。

●議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

●杉田議員 手話条例の制定については、またほかの町の状況を見ながら注視していただければと思います。

二つ目の手話や点字は言語文字としてということなのですが、生涯学習の面からなのですが、私の経験をちょっとだけ話させていただきたいのですが、町外のある催しで、障害者の福祉関係の催しで、聴覚障害の方ももちろん参加する、視覚障害、聴覚障害、その他精神障害、あらゆる障害の方の参加する催しがありました。その中で一緒に食事をつくったり、食事をしたり、食事の介助をさせていただいたりしたのですが、ある場面で発表をする場面がありまして、いろいろな障害者の方々がステージ上で発表する場面があったのですが、その中でたまたま私が司会をする場面がありました。視覚障害の方もいらっしゃったり、精神障害の方もいらっしゃったり、いろいろな障害の方が一緒にステージの上で発表する場面だったのですが、その発表が終わった後、私がたまたま司会ですから、発表を終えていかがでしたかというインタビューをしたのですが、ある少年にマイクを向けたのですが、笑顔のまま何も答えられなかったのですね。本当にあほではないかと、僕は自分で情けなくて悲しくなったのですが、たまたま聴覚障害の方

で、私もその司会に立っているくせに、司会をやっているくせに、手話も一つもできなかったのです。

済みません。失礼しました。そういった、一言ごめんなさいという手話すらも本当にできなかった。そういった経験もありまして、ぜひ普及をお願いしたいということです。

(発言する者あり)

ごめんなさい。済みません、失礼しました。そういった思いがありまして、ぜひ普及に力を注いでいただきたいということでございます。

いろいろな形でそういったことをしていただけるとお願いして、可能だと思いますので、今後ぜひご検討いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 条例の制定ということになりますと、やはりある程度そういう盛り上がりといいますか、タイミングといいますか、そういうようなものも必要かなと思いますので、まずはその認識と、そういう町民に対しての醸成を図るという部分での取り組みを一生懸命やらせていただきたいなと思います。そういう中で、できるだけそういうものを進めていく中で、そういう時期が来た段階で条例制定というのは考えていけるのかなと思いますので、まずはいろいろな場面でそういう取り組みをしていけるように、いろいろな検討はしてまいりたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

●杉田議員 今おっしゃっていただいたとおり、身近な手話、十分な難しい会話をできるようにというところもいざればいいのですけれども、簡単な挨拶や意思表示ができるところからスタートしていただければと思います。よろしく願いいたします。

2点目の文化芸術活動についてでございますが、支援の関係ですが、支援に関しては今後ともよろしくお願いしたいと思います。

2点目の低年齢期に多くの文化芸術に触れることはというところでございますが、こちらで検討をしていただけてるとおり、促進に努めていただきたいと思います。特に身近にといいますのは、手に触れて身近にいろいろな、例えば写真でもいいと思うのですね。写真のサークルがあれば、写真のサークルはこういった感じで活動しているよとか、あるいは民謡、尺八、三味線のあれがあれば、実際に手にとっていただけるような活動をしていただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 教委生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（高橋課長） ただいまの質問にお答えいたします。

1回目の答弁にもありましたが、既に文化協会の役員並びに会員の方には、実際に学校に行って各団体が今質問にありました、例えば尺八、三味線を手にとってできないか、あるいは書道の筆を持ってできないか等の投げかけを行っております。文化協会のほう

ので早急にはいかにしても、遅くとも来年度には開催したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

●議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

最後に、奨学金制度の拡充についてでございますが、お答えいただいたとおり、介護職従事者の不足は全国的にも懸念されているところだと思いますので、一定数の確保を将来的な介護に係る人口の推移も見きわめながら、デイサービスなり在宅なり、いろいろな形の介護が想定されるので、そこを踏まえた上で今後、奨学資金としてはごく一部といったら、数でどうこうというわけではないのですが、そういう奨学資金を設定したからといって直接人材が増えるというわけではないと思いますので、それは一助として検討いただきながら介護職の確保という点で、今度も情勢を見据えていただいて、注視していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 最近、介護職についてもかなり採用について困難な状況、厳しいというのは、今回新たに確認したところでございます。

さらに、教育長のほうから答弁ございました奨学金について、北海道社会福祉協議会では有利な免除規定のある奨学金がございます。この辺についても、問い合わせがあったときは周知しながら、さらに28年度に条例改正したときには、今後は時代背景を考慮して、その都度、必要に応じて免除規定の拡大を想定していきたいという答弁もしてございます。これらを含めまして検討していきたいと思ひますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

●議長（佐藤議員） よろしいですか。

以上で、杉田議員の一般質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後5時11分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成30年 6 月 6 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員